

管理用紙 (起案文書)

年 度	平成28年度	文書番号	教高 第1472号
受 領 日		起 案	高等学校課
起 案 日	平成 28年 4月 28日		高等学校/生徒指導グループ
決 裁 日	平成 28年 5月 9日		主 査 中田 博之
施 行 日	平成 28年 5月 9日		(電話番号:)
処理期限	平成 年 月 日	公 印	公印不要
分類記号	S-00-00	校 合	
簿冊番号	102-1	保存期間	長期(35年)
簿冊名	訴訟関係		
公開用簿冊件名	訴訟関係		
保存満了日	令和 34年 3月 31日		
文書題名	大阪地方裁判所 平成28年(ワ)第3126号の応訴について		
公開用文書題名	大阪地方裁判所 平成28年(ワ)第3126号の応訴について		
決 裁 関 与 者	向井 正博 [教育委員会] [教育長]		
	和田 良彦 [教育庁] [教育監]		
	太田 浩二 [教育庁] [教育次長]		
	後藤 克己 [教育総務企画課] [課長]		
	奥野 憲一 [教委総務/広報・議事グループ] [課長補佐]		
	平芳 幸子 [教委総務/広報・議事グループ] [主査]		
	高取 秀夫 [教委総務/広報・議事グループ] [主査]		
	橋本 光能 [教育振興室] [室長]		
	山上 浩一 [教育振興室] [副理事]		
	松田 正也 [高等学校課] [課長]		
	藤井 光正 [高等学校課] [参事]		
	木下 隆 [高等学校/生徒指導グループ] [課長補佐]		
	松野 良彦 [高等学校/生徒指導グループ] [主査]		
三宅 恭子 [高等学校/生徒指導グループ] [主査]			

関係者

平成28年3月30日、原告■■■■及ひ■■■■から大阪府に対し標記事件に係る訴えが提起されました。（別添「訴訟事件の概要」参照）
つきましては、別紙の応訴理由により応訴することとしてよろしいか。

伺い文

	添付文書名	種別
	20160506 (再修正) (総務課) (東住吉総合) 応訴理由.docx	電子
	20160506 (再修正) (総務課) (東住吉総合) 訴訟事件の概要.doc	電子
添付文書情報 5		
施行先		
施行方法	施行先なし	
備考		

東住吉総合高校損害賠償請求事件 応訴理由

平成 28 年 3 月 30 日付で [] (死亡生徒の祖父) 及び [] (死亡生徒の母) から提訴された標記事件については、次の理由により応訴する。

[事件番号：平成 28 年 (ワ) 第 3126 号]

1 事件の概要

- ・平成 27 年 5 月 15 日 (金) 午前 10 時頃、2 時間目、1 年 2 組の教室で行われていた基礎英語総復習の授業中に、 [] (死亡生徒) が、前の座席の男子生徒 A が身を乗り出して右隣の生徒に私語をしていることに腹を立て、男子生徒 A の頭部を何も言わずに、後ろから右手で軽くたたいたり、左手で男子生徒 A の襟をつかんで、左斜め後方に引っ張り男子生徒 A の席に正しい姿勢になるように座らせたり、右手の平で男子生徒 A の左頬を強くビンタをしたりした。
- ・ビンタをされた男子生徒 A は、 [] の左頬を右手の平でビンタをした。その後、男子生徒 A は立ち上がって [] の胸元を右手でつかんで自分の方に引き寄せ、 [] は椅子からずり落ちるような形で床にしりもちをついた。
- ・異変に気づいた英語科教員が、隣の教室で授業していた教員と協力して 2 人を引き離した。
- ・その後、別室で両名の聞き取り等を実施。 [] については、10 時 10 分頃から、途中、昼食とトイレ休憩をはさみながら、事情聴取、振り返りシート及び反省文の作成指導を行った。
- ・土、日曜日に自宅で反省文を完成できる目処がついたので、月曜日に反省文を持ってくるように指示して、午後 5 時 40 分頃下校させた。
- ・午後 7 時 42 分、住吉警察署から “午後 6 時 28 分頃、 [] が、南海高野線住吉東踏切線路内に立ち入り電車と衝突、午後 7 時 32 分に搬送病院で死亡確認” について連絡があった。
- ・今回、教員らの死亡生徒に対する対応は、社会的妥当性を著しく欠くものであり国家賠償法上違法であるとして、訴えが提起された。

2 原告の主張

- ①事情聴取等をするに際し、死亡生徒の肉体面、精神面について最大限配慮すべき職務上の義務があつたにもかかわらず、全人格を否定し、心身ともに極限まで追い詰めるような事情聴取等を行い、反省文等の作成を強要するなど、8時間近く監禁する行為は、明らかに体罰に当たる。
- ②5日間の停学処分は著しくバランスを欠く悪質なものであり、処分手続きも杜撰なもの。
- ③死亡生徒に、処分が無期停学処分であるかのように伝えた。
- ④動揺し自暴自棄になっている死亡生徒を、母親に連絡をとることなく一人で下校させた。
- ⑤死亡生徒は下校直後に自殺しており、本件との時間的場所的連続性は極めて高い。学校の対応は、社会的妥当性を著しく欠き、国家賠償法第1条1項に基づき損害賠償を求める。

3 応訴理由

- ①指導が10時半頃から17時半頃まで7時間にわたっているのは、事情聴取、振り返りシート及び反省文の作成指導を、一つ一つ丁寧に、昼食や休憩等に配慮しつつ行ったため。教師と1対1で、本人に寄り添いつつ指導に重点を置いて行ったものであり、取り調べのような威圧的な雰囲気で行われたものでもなく、本人の意に反する強制的なものでもなかった。したがって監禁ではなく、体罰にも当たらない。
- ②生徒相互間の暴力行為があつた場合の懲戒処分は停学3日～5日であり、授業中ということを重視して5日間という補導委員会の原案になったもの。特に重いというわけではない。また、処分決定は、事情聴取を踏まえ、補導委員会で原案を検討し、校長が判断しており、適正な手続きでなされていた。
- ③処分の申し渡しは、月曜以降に校長から行うことになっていたのであり、死亡生徒に無期又は5日間の停学処分を伝えた事実はない。
- ④指導後、特に変わった様子はなく、自宅まで引率が必要なほど疲弊していた様子もなかったのも一人で帰宅させたものであり、特に自殺を予見させるような事象は見られなかった。また母親には、連絡表記載の連絡可能な時間に連絡を取ろうとした。
- ⑤以上のとおり、学校の対応は何ら問題はなく、学校が自殺について予見することは不可能である。

以上のことから、応訴することが必要である。

訴訟事件の概要

事件名	損害賠償請求事件〔東住吉総合高校事案〕																						
裁判所	大阪地方裁判所																						
事件番号	平成28年(ワ)第3126号																						
原告	■■■■ (死亡生徒の祖父) 及び ■■■■ (死亡生徒の母)																						
被告	大阪府																						
訴えの提起年月日	平成28年3月30日	請求額	7788万3807円、遅延利息及び訴訟費用																				
事件の概要	<p>・平成27年5月15日(金)午前10時頃、2限目、1年2組の基礎英語総復習の時間中に、■■■■ (死亡生徒) が、自分の前の席の男子生徒Aが授業中に身を乗り出して私語をしていることに腹を立て、襟元をつかんで席にひき戻して頬を平手で叩いた。たたかれた男子生徒Aがやり返し、立ち上がって■■■■の胸元を右手でつかんで自分の方に引き寄せ、■■■■は椅子からずり落ちるような形で床にしりもちをついた。異変に気づいた英語科教員が、隣の教室で授業していた教員と協力して2人を引き離れた。</p> <p>・その後、別室で両名の聞き取り等を行った。■■■■については、10時10分頃から、途中、昼食とトイレ休憩をはさみながら、事情聴取、振り返りシート及び反省文の作成指導を行った。</p> <p>・土、日曜日に自宅で反省文を完成できる目処がついたので、月曜日に反省文を持ってくるように指示して、午後5時40分頃下校させた。</p> <p>・午後7時42分、住吉警察署から“午後6時28分頃、■■■■が、南海高野線住吉東踏切線路内に立ち入り電車と衝突、午後7時32分に搬送病院で死亡確認”について連絡があった。</p>																						
	原告の主張	大阪府の主張																					
	<p>①事情聴取等をするに際し、死亡生徒の肉体的、精神的について最大限配慮すべき職務上の義務があったにもかかわらず、全人格を否定し、心身ともに極限まで追い詰めるような事情聴取等を行い、反省文等の作成を強要するなど、8時間近く監禁する行為は、明らかに体罰に当たる。</p> <p>②5日間の停学処分は著しくバランスを欠く悪質なものであり、処分手続きも杜撰なもの。</p> <p>③死亡生徒に、処分が無期停学処分であるかのように伝えた。</p> <p>④動揺し自暴自棄になっている死亡生徒を、母親に連絡をとることなく一人で下校させた。</p> <p>⑤死亡生徒は下校直後に自殺しており、本件との時間的場所的連続性は極めて高い。学校の対応は、社会的妥当性を著しく欠き、国家賠償法第1条1項に基づき損害賠償を求める。</p> <p>・■■■■の損害</p> <table border="0"> <tr><td>逸失利益(相続分)</td><td>24,883,807円</td></tr> <tr><td>死亡慰謝料(相続分)</td><td>20,000,000円</td></tr> <tr><td>慰謝料</td><td>15,000,000円</td></tr> <tr><td>弁護士費用</td><td>6,000,000円</td></tr> <tr><td>小計</td><td>65,883,807円</td></tr> </table> <p>・■■■■の損害</p> <table border="0"> <tr><td>慰謝料</td><td>10,000,000円</td></tr> <tr><td>南海への賠償金</td><td>1,000,000円</td></tr> <tr><td>弁護士費用</td><td>1,000,000円</td></tr> <tr><td>小計</td><td>12,000,000円</td></tr> </table> <p>・合計</p> <table border="0"> <tr><td></td><td>77,883,807円</td></tr> </table>	逸失利益(相続分)	24,883,807円	死亡慰謝料(相続分)	20,000,000円	慰謝料	15,000,000円	弁護士費用	6,000,000円	小計	65,883,807円	慰謝料	10,000,000円	南海への賠償金	1,000,000円	弁護士費用	1,000,000円	小計	12,000,000円		77,883,807円	<p>①指導が10時半頃から17時半頃まで7時間にわたっているのは、事情聴取、振り返りシート及び反省文の作成指導を、昼食や休憩等に配慮しつつ行ったため。教師と1対1で、本人に寄り添いつつ指導に重点を置いて行ったものであり、威圧的な雰囲気で行われたものでもなく、本人の意に反する強制的なものでもなかった。したがって監禁ではなく、体罰にも当たらない。</p> <p>②生徒相互間の暴力行為があった場合の懲戒処分は停学3日～5日であり、授業中ということを重視して5日間という原案になったもの。特に重いというわけではない。また、処分決定は、事情聴取を踏まえ、補導委員会で原案を検討し、校長が判断しており、適正な手続きでなされていた。</p> <p>③処分の申し渡しは、月曜以降に校長から行うことになっていたのであり、死亡生徒に無期又は5日間の停学処分を伝えた事実はない。</p> <p>④指導後、特に変わった様子はなく、自宅まで引率が必要なほど疲弊していた様子もなかった。また母親には、連絡表記載の連絡可能な時間に連絡を取ろうとした。</p> <p>⑤以上のとおり、学校の対応は何ら問題はなく、また学校が自殺について予見することは不可能である。</p>	
逸失利益(相続分)	24,883,807円																						
死亡慰謝料(相続分)	20,000,000円																						
慰謝料	15,000,000円																						
弁護士費用	6,000,000円																						
小計	65,883,807円																						
慰謝料	10,000,000円																						
南海への賠償金	1,000,000円																						
弁護士費用	1,000,000円																						
小計	12,000,000円																						
	77,883,807円																						
訴訟の 経過	H28.5.18 第1回口頭弁論																						

管理用紙 (起案文書)

年 度	平成28年度	文書番号	教高 第1488号
受 領 日		起 案	高等学校課
起 案 日	平成 28年 5月 9日		高等学校/生徒指導グループ
決 裁 日	平成 28年 5月 9日		主 査 中田 博之
施 行 日	平成 28年 5月 9日		(電話番号: 3433)
処理期限	平成 年 月 日	公 印	公印不要
分類記号	S-00-00	校 合	
簿冊番号	102-1	保存期間	長期(35年)
簿冊名	訴訟関係		
公 開 用 簿冊件名	訴訟関係		
保存満了日	令和 34年 3月 31日		
文書題名	大阪地方裁判所 平成28年(ワ)第3126号の指定代理人の指定について		
公 開 用 文書題名	大阪地方裁判所 平成28年(ワ)第3126号の指定代理人の指定について		
決裁関与者	松田 正也 [高等学校課] [課長] 藤井 光正 [高等学校課] [参事] 染矢 美抄 [高等学校/学校経営支援グループ] [課長補佐] 木下 隆 [高等学校/生徒指導グループ] [課長補佐] 松野 良彦 [高等学校/生徒指導グループ] [主査] 三宅 恭子 [高等学校/生徒指導グループ] [主査]		
関係者			

伺い文	<p>標記訴訟事件について、次案により指定代理人の指定を教育総務企画課長あて依頼してよろしいか。</p>						
添付文書情報	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="178 1126 1396 1171">添付文書名</th> <th data-bbox="1396 1126 1509 1171">種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="178 1171 1396 1216">(東住吉総合) 指定代理人の指定について.doc</td> <td data-bbox="1396 1171 1509 1216">電子</td> </tr> <tr> <td data-bbox="178 1216 1396 1686">20160506 (再修正) (総務課) (東住吉総合) 訴訟事件の概要.doc</td> <td data-bbox="1396 1216 1509 1686">電子</td> </tr> </tbody> </table>	添付文書名	種別	(東住吉総合) 指定代理人の指定について.doc	電子	20160506 (再修正) (総務課) (東住吉総合) 訴訟事件の概要.doc	電子
添付文書名	種別						
(東住吉総合) 指定代理人の指定について.doc	電子						
20160506 (再修正) (総務課) (東住吉総合) 訴訟事件の概要.doc	電子						
施行先	教育総務企画課長						
施行方法	その他						
備考							

教高第1488号

平成28年5月9日

教育総務企画課長 様

高等学校課長

指定代理人の指定について（依頼）

平成28年3月30日に提起された下記事案について、訴訟代理人の選任手続きをお願いします。

なお、指定代理人には、下記の職員を指定してください。

記

1 事案の概要

(1) 事件番号 大阪地方裁判所 平成28年（ワ）第3126号

(2) 当事者

① 原告

■■■■■、■■■■■

② 被告

大阪府

(3) 事案の概要 別紙のとおり

2 指定代理人に指定すべき職員

所 属	職	氏 名
高等学校課	総括主査	中田 博之
高等学校課	主任指導主事	三宅 恭子

訴訟事件の概要

事件名	損害賠償請求事件〔東住吉総合高校事案〕																				
裁判所	大阪地方裁判所																				
事件番号	平成28年(ワ)第3126号																				
原告	■■■■ (死亡生徒の祖父) 及び ■■■■ (死亡生徒の母)																				
被告	大阪府																				
訴えの提起年月日	平成28年3月30日	請求額	7788万3807円、遅延利息及び訴訟費用																		
事件の概要	<p>・平成27年5月15日(金)午前10時頃、2限目、1年2組の基礎英語総復習の時間中に、■■■■(死亡生徒)が、自分の前の席の男子生徒Aが授業中に身を乗り出して私語をしていることに腹を立て、襟元をつかんで席にひき戻して頬を平手で叩いた。たたかれた男子生徒Aがやり返し、立ち上がって■■■■の胸元を右手でつかんで自分の方に引き寄せ、■■■■は椅子から落ちるような形で床にしりもちをついた。異変に気づいた英語科教員が、隣の教室で授業していた教員と協力して2人を引き離れた。</p> <p>・その後、別室で両名の聞き取り等を行った。■■■■については、10時10分頃から、途中、昼食とトイレ休憩をはさみながら、事情聴取、振り返りシート及び反省文の作成指導を行った。</p> <p>・土、日曜日に自宅で反省文を完成できる目処がついたので、月曜日に反省文を持ってくるように指示して、午後5時40分頃下校させた。</p> <p>・午後7時42分、住吉警察署から“午後6時28分頃、■■■■が、南海高野線住吉東踏切線路内に立ち入り電車と衝突、午後7時32分に搬送病院で死亡確認”について連絡があった。</p>																				
	原告の主張	大阪府の主張																			
	<p>①事情聴取等をするに際し、死亡生徒の肉体的、精神的について最大限配慮すべき職務上の義務があったにもかかわらず、全人格を否定し、心身ともに極限まで追い詰めるような事情聴取等を行い、反省文等の作成を強要するなど、8時間近く監禁する行為は、明らかに体罰に当たる。</p> <p>②5日間の停学処分は著しくバランスを欠く悪質なものであり、処分手続きも杜撰なもの。</p> <p>③死亡生徒に、処分が無期停学処分であるかのように伝えた。</p> <p>④動揺し自暴自棄になっている死亡生徒を、母親に連絡をとることなく一人で下校させた。</p> <p>⑤死亡生徒は下校直後に自殺しており、本件との時間的場所的連続性は極めて高い。学校の対応は、社会的妥当性を著しく欠き、国家賠償法第1条1項に基づき損害賠償を求めらる。</p> <p>・■■■■の損害</p> <table border="0"> <tr><td>逸失利益(相続分)</td><td>24,883,807円</td></tr> <tr><td>死亡慰謝料(相続分)</td><td>20,000,000円</td></tr> <tr><td>慰謝料</td><td>15,000,000円</td></tr> <tr><td>弁護士費用</td><td>6,000,000円</td></tr> <tr><td>小計</td><td>65,883,807円</td></tr> </table> <p>・■■■■の損害</p> <table border="0"> <tr><td>慰謝料</td><td>10,000,000円</td></tr> <tr><td>南海への賠償金</td><td>1,000,000円</td></tr> <tr><td>弁護士費用</td><td>1,000,000円</td></tr> <tr><td>小計</td><td>12,000,000円</td></tr> </table> <p>・合計 77,883,807円</p>	逸失利益(相続分)	24,883,807円	死亡慰謝料(相続分)	20,000,000円	慰謝料	15,000,000円	弁護士費用	6,000,000円	小計	65,883,807円	慰謝料	10,000,000円	南海への賠償金	1,000,000円	弁護士費用	1,000,000円	小計	12,000,000円	<p>①指導が10時半頃から17時半頃まで7時間にわたっているのは、事情聴取、振り返りシート及び反省文の作成指導を、昼食や休憩等に配慮しつつ行ったため。教師と1対1で、本人に寄り添いつつ指導に重点を置いて行ったものであり、威圧的な雰囲気で行われたものでもなく、本人の意に反する強制的なものでもなかった。したがって監禁ではなく、体罰にも当たらない。</p> <p>②生徒相互間の暴力行為があった場合の懲戒処分は停学3日～5日であり、授業中ということも重視して5日間という原案になったもの。特に重いというわけではない。また、処分決定は、事情聴取を踏まえ、補導委員会で原案を検討し、校長が判断しており、適正な手続きでなされていた。</p> <p>③処分の申し渡しは、月曜以降に校長から行うことになっていたのであり、死亡生徒に無期又は5日間の停学処分を伝えた事実はない。</p> <p>④指導後、特に変わった様子はなく、自宅まで引率が必要なほど疲弊していた様子もなかった。また母親には、連絡表記載の連絡可能な時間に連絡を取ろうとした。</p> <p>⑤以上のとおり、学校の対応は何ら問題はなく、また学校が自殺について予見することは不可能である。</p>	
逸失利益(相続分)	24,883,807円																				
死亡慰謝料(相続分)	20,000,000円																				
慰謝料	15,000,000円																				
弁護士費用	6,000,000円																				
小計	65,883,807円																				
慰謝料	10,000,000円																				
南海への賠償金	1,000,000円																				
弁護士費用	1,000,000円																				
小計	12,000,000円																				
訴訟の経過	H28.5.18 第1回口頭弁論																				

管理用紙 (起案文書)

年 度	平成28年度	文書番号	教高 第1605号
受 領 日		起 案	高等学校課
起 案 日	平成 28年 5月 16日		高等学校/生徒指導グループ
決 裁 日	平成 28年 5月 17日		主 査 中田 博之
施 行 日	平成 28年 5月 17日		(電話番号:)
処 理 期 限	平成 年 月 日	公 印	公印不要
分 類 記 号	S-00-00	校 合	
簿 冊 番 号	102-1	保 存 期 間	長期(35年)
簿 冊 名	訴訟関係		
公 開 用 簿 冊 件 名	訴訟関係		
保 存 満 了 日	令和 34年 3月 31日		
文 書 題 名	平成28年(ワ)第3126号 損害賠償請求事件に係る答弁書の提出について		
公 開 用 文 書 題 名	平成28年(ワ)第3126号 損害賠償請求事件に係る答弁書の提出について		
決 裁 関 与 者	奥野 憲一 [教委総務/広報・議事グループ] [課長補佐] 平芳 幸子 [教委総務/広報・議事グループ] [主査] 高取 秀夫 [教委総務/広報・議事グループ] [主査] 松田 正也 [高等学校課] [課長] 藤井 光正 [高等学校課] [参事] 木下 隆 [高等学校/生徒指導グループ] [課長補佐] 三宅 恭子 [高等学校/生徒指導グループ] [主査]		
関 係 者			

標記事件に係る答弁書を次案により大阪地方裁判所に提出してよろしいか。

伺い文

添付文書名

種別

20160516-4 (清書) (高等学校課再修正 東住吉総合修正) 大阪府 VS [REDACTED] 答弁 電子

添付文書情報

施行先

施行方法

施行先なし

備考

平成28年(ワ)第3126号 損害賠償請求事件

原告 ■■■■■ 外1名

被告 大阪府

答 弁 書

平成28年5月17日

大阪地方裁判所

第25民事部 合議2係 御中

〒533-0033

大阪市東淀川区東中島1-21-33 俵ビル2階

弁護士法人俵法律事務所 (法人受任、送達場所)

電話 06-6323-6700 FAX 06-6323-5510

被告訴訟代理人

弁護士 俵 正 市



同 井 川 一 裕



被告指定代理人

大阪府職員 中 田 博 之



同 三 宅 恭 子



同 高 取 秀 夫



同 平 芳 幸 子



請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告らの請求を棄却する
 - 2 訴訟費用は原告らの負担とする
- との判決を求める。

請求の原因に対する認否

第1 請求の原因「第1 当事者」について

1 同1について

原告■■■■が平成27年5月15日に亡くなった■■■■君（以下「■■■■君」という）の祖父であること、■■■■君の両親が離婚していること、原告■■■■が■■■■君の母親であること、原告■■■■が■■■■君の相続人であり、その相続分が2分の1であることは、認める。

原告■■■■らが被告に対し損害賠償請求権を有するとする点は、否認ないし争う。

その余は不知。

2 (1) 同2 (1)について

■■■■君が平成11年5月5日生まれ（本件当時16歳）で、平成24年3月に大阪市立清江小学校を、平成27年3月に大阪市立真住中学校を卒業し、同年4月に大阪府立東住吉高校に入学したことは、認める。

その余は不知。

(2) 同2 (2)について

■■■■君が、正義感が強く（但し、それは■■■■君の出身中学校の話では強すぎる正義感等ということである）、まじめであることは、認める。

その余は不知。

(3) 同2 (3)、(4)について

不知。

(4) 同2(5)について

■君が平成27年5月15日(金)の下校途中の午後6時28分頃南海高野線の住吉東4号踏切で列車に跳ねられて死亡したことは、認める。

自力で遮断機を開けて進入したことについては、不知。

3 同3について

認める。なお、本件高校には、教頭として、伊藤教頭のほか朝川教頭も在職しているものである。

第2 同「第2 本件の概要」について

平成27年5月15日、東住吉総合高校(以下「本件高校」という)において、林講師の担当する2限目の「基礎英語総復習」の授業中、■君が突然に前席の生徒の頭を叩くなどしたこと(なお、■君は、さらに何も言わずに同生徒の頬を平手で叩いたものである)、それに対し同生徒が怒って■君に対し平手で叩き、■君の胸元を握って自分の方へ引き寄せ、■君が椅子からずり落ちるような体勢になったこと、教員が気付いて間に入って収まったこと、その後、教員が■君に対し、3畳ほどの別室(小会議室)で反省を促す指導をし、「振り返りシート」を作成させたこと、同日夕方に補導委員会が開かれ、■君に対する懲戒処分の原案として停学5日間を決定したこと、同日■君が反省文を完成させることができなかったため、教員が翌週に書いて提出するよう指導したこと、同日午後6時頃に■君が一人で下校したこと、■君のクラス担任の太田教諭が■君に対し、同日の出来事を母親に伝えることを告げたとき、■君の顔が曇ったこと、同日に■君が死亡したことは、認める。(なお、被告としては、訴状の請求原因の記載の仕方から、それに対する認否の仕方が難しいので、上記のように請求原因に対応する被告の認識・把握する事実を記載しつつ、その範囲で認めるという態様の認否を行うものであるので、予めお断りしておく次第であ

る。)

その余は否認ないし争う。特に、■■■■君が相手の生徒を叩くなどした際にその相手の生徒が授業妨害等をしていたかのように言う点、教員が■■■■君を監禁したとか人格を否定したとか追い詰めたなどとする点等については、強く否認するものである。

第3 同「第3 本件の経緯」について

1 同「1 本件までの■■■■君の様子」について

(1) 同(1)について

不知。

(2) 同(2)について

不知。

(3) 同(3)について

不知。

(4) 同(4)について

否認ないし争う。

2 同「2 5月15日の2限の「基礎英語総復習」の授業の経緯」について

(1) 同(1)について

認める。

(2) 同(2)について

認める。

(3) 同(3)について

■■■■君と原告■■■■とのやりとりは不知。

その余は否認ないし争う。

(4) 同(4)について

平成27年5月15日2限目の基礎英語総復習において、林講師が従前に課した宿題のチェックをするため、各生徒の机を回って宿題のノートをチェックしていたこと、その間、生徒が私語していた状況だったこと(但し、授業中といえないほど騒々しかったというようなものではない)は、認める。

その余は否認ないし争う。

(5) 同(5)について

君の前の席に君(以下「君」という)が座っていたこと、君がいわゆる落ち着きの乏しい生徒であること(ただし、原告らが主張するほど授業態度が悪いというような生徒ではない)は、認める。

(6) 同(6)について

否認ないし争う。

林講師がノートのチェックをしている間、君は隣席の女子生徒の手を握って、同女子生徒が別の女子生徒と授業に関するやりとりを終えるのを静かに待っていたものであり、立ち上がったり、女子生徒の足を触ったりなどといったことはしていないものである。

(7) 同(7)について

君が何も言わずに突然に君の頭を叩くなどしたこと、君はそれを無視していたことは、認める。

君の心情については不知。

その余は否認ないし争う。

(8) 同(8)について

君が君の頭を叩いたあと、君の襟をつかんで引っ張り君をその座席に座らせるようにしたが、君がそれを無視したこと、そ

の後豊田君が清将君の方へ振り向いたことは、認める。

その余は否認ないし争う。

(9) 同(9)について

■君が上記のように■君が振り向いたときに、何も言わずに突然に■君の頬をビンタしたことは、認める。

その余は否認ないし争う。

(10) 同(10)について

■君が、■君にビンタされたことから怒って、■君に対しビンタをし、教室の外で話をしようとして■君の胸ぐらをつかんで引き寄せたところ、■君が椅子からずり落ちて尻もちをついたこと（■君が押し倒した事実はない）は、認める。

(11) 同(11)について

概ね認めるが、■君が■君を押し倒した事実はない。

(12) 同(12)について

隣の1年3組で英語の授業をしていた松井教諭が1年2組の教室の生徒の声を聞いて同教室へ駆けつけたこと、松井教諭が、■君が■君の胸ぐらをつかんでいる状態を見て、林講師と協力して二人を引き離したこと、松井教諭が（林講師ではない）■君を1年次職員室へ連れて行き、生徒指導担当の清水教諭に引き継いで、清水教諭が■君を別室（同窓会室）へ連れて行ったこと、副担任の芝田教諭が■君を連れて小会議室へ連れて行ったこと、■君の制服の胸ボタンがとれたこと、■君と■君のトラブルの生じたのが午前10時頃だったことは、認める。

■君が■君を押し倒したとずる点をはじめその余は否認ないし争う。

3 同「3 救護をしなかったことと「振り返りシート」の記載の強要

(1) 同(1)について

午前10時10分頃、まず最初に太田教諭と清水教諭と一緒に■■■■君から事情聴取を行ったことは、認める。(但し、清水教諭は最初太田教諭と一緒に■■■■君から事情を聴取し、その後に■■■■君から事情聴取を行うなどしたものである)

(2) 同(2)について
認める。

(3) 同(3)について
否認ないし争う。

(4) 同(4)について

■■■■君と■■■■君を別々の部屋に分けて事情聴取をしたこと、太田教諭や清水教諭が■■■■君が■■■■君に対しビンタした理由を繰り返し尋ねたこと(なお、■■■■君が■■■■君から何もされていないけれどもビンタしたものであることを供述していたのであるが、その理由がよく分からなかったことから、両教諭は■■■■君や■■■■君に交互にその理由・事情等を繰り返し尋ねていたものである)は、認める。

その余は否認ないし争う。

(5) 同(5)について
認める。

(6) 同(6)について

認める(但し、■■■■君が■■■■君をビンタした際、■■■■君が私語をしたり、女子生徒の足を触ったり、客観的に目に余るような行為をしたりしていたという状況はないものである)。

4 同「4 「振り返りシート」が■■■■君にとって屈辱的であったこと」について

(1) 同(1)について

振り返りシートの⑤⑥⑦⑧⑩の質問事項は、認める。

その余は否認ないし争う。

(2) 同(2)について

■■■■君が正義感の強い生徒であったこと（但し、■■■■君の中学校によれば、それは強すぎる正義感であると評している）、■■■■君の高校での生活態度が真面目だったこと、■■■■君が■■■■君をビンタするなどした理由をなかなか言わなかったことは、認める。

■■■■君の小学校や中学校のときの体験等として記載されていることがらは不知。

その余は否認ないし争う。

(3) 同(3)について

太田教諭や清水教諭が■■■■君に対し■■■■君をビンタするなどした理由を繰り返し尋ねたこと（但し、両教諭は事情・理由が理解しえなかったことから■■■■君にも繰り返し聴取していたものであり、問い詰めるなどというものではない）は、認める。

その余は、否認ないし争う。

5 同「5 監禁及び振り返りシート記載と反省文作成の強要」について

(1) 同(1)について

■■■■君が午前10時45分頃から3畳ほどの小部屋（小会議室）において振り返りシートを書くよう指導されたこと（強要ではない）、教員が随時小会議室へやってきて、進捗状況を確認したり話をしたりしたこと（監視などではない）、太田教諭が■■■■君に対し、トイレに行きたいときは、1人で行かず、近くの1年次職員室にいる教員に声をかけるよう指示したこと（これは、■■■■君に対し他の生徒がちゃかすなどして■■■■君の心情を乱すなどすることを防ぎ、■■■■君にじっくりと自分の行為を振り返ることができる環境の確保をする配慮の観点から指示していた

ものである)、**君**が事情聴取開始から午後5時40分頃まで7時間半程度の間、小会議室での指導を受けていたこと(但し、これは**君**が振り返りシートや反省文をなかなか書かなかったことによる結果論であるし、監禁などというような状況でもない)は、認める。

その余は否認ないし争う。

(2) 同(2)について

君が振り返りシートをなかなか書かなかった中で、午前11時45分頃、太田教諭がどこが書きにくいのか尋ねたのに対し、**君**が同シートの「自分はこれから何をどうしなければならぬと思いますか」という質問項目が分からないと答えたこと、太田教諭がシートを見ると、**君**の記載が「同じような事を起こさないように・・・」で止まっていたことから、太田教諭が「(同じような事を起こさないようにするには)どうするか考えてみ?」と尋ねたこと、これに対し**君**が「人と関わらないようにする、ですかね」「人と接しなければ、トラブルも起こらないじゃないですか」と答えたことは、認める。(なお、太田教諭は、**君**の上記発言に対し、これから体育祭や文化祭もある中で人と接しないで高校生活を送ることはできないということを話し、**君**に対し口で注意することは良いけれども、ビンタ以外の方法はなかったのかなどと論じたところ、**君**は「口で言う・・・、僕はダメですね・・・」などと言って、太田教諭の指導に理解を示していたものである)

その余は否認ないし争う。

(3) 同(3)について

午後0時半頃、**君**が振り返りシートを完成したこと、**君**の振り返りシートの記載内容が訴状に引用のとおりであることは、認める。

その余は否認ないし争う。

(4) 同(4)について

認める。

(5) 同(5)について

古井教諭と■■■■君とのやりとりが訴状に記載のとおりであることは、認める。

その余は否認ないし争う。

(6) 同(6)について

■■■■君が監禁されていたとする点は否認ないし争う。

その余は認める。

(7) 同(7)について

否認ないし争う。

(8) 同(8)について

午後2時頃に古井教諭が■■■■君の様子を見に行くと、■■■■君が机に伏せて寝ていたこと、古井教諭と■■■■君のやりとりが訴状に記載のとおりであることは、認める。

その余は否認ないし争う。

(9) 同(9)について

否認ないし争う。

(10) 同(10)について

前記(8)のやりとりの後に■■■■君が反省文の作成をするよう指導されたこと、■■■■君は引き続き3畳ほどの小会議室にいたこと(但し、それは監禁などではない)、午後4時頃に■■■■君がトイレに行ったとき、教員がトイレまで付き添ったこと(但しそれは監視ではなく、■■■■君を他の生徒から保護して心情が乱れるなどしないように配慮したものである)は、認める。

6 同「6 補導委員会の開催及び停学処分の決定」について

(1) 同(1)について

認める。

(2) 同(2)について

補導委員会の13名の教員に林講師が含まれていないこと、生徒懲戒規定における補導委員会の構成に関する規定内容は、認める。

その余は否認ないし争う。

(3) 同(3)について

■君が■君に対しピンタ等をした場面を教員の誰も見ていないこと、補導委員会が午後4時20分頃終了したこと（なお、補導委員会は、■君及び■君の両者の一致する供述内容に基づいて審議を行ったものである）、補導委員会が■君について停学5日という懲戒処分の原案を決定したこと（なお、補導委員会は、■君に対する処分原案も決定しているものである）、大田教諭が後日の原告らとの面談のときに「■君の顔に赤みもなく、出血もない状態で、どこを叩かれたのかもわからなかった」旨述べたことは、認める。

その余は否認ないし争う。

(4) 同(4)について

否認ないし争う。

(5) 同(5)について

平成27年5月18日の原告■と古井教諭とのやりとりが訴状記載のとおりであることは、認める。

その余は否認ないし争う。

なお、本件高校の補導委員会は、懲戒処分を受ける生徒の反省の有無や程度により処分量定を所定基準より重くしたり軽くしたりすることはしていない。懲戒処分を受けた生徒の反省状況は、その処分期間中ある

いは処分後の指導等を実施する際にふまえ、反映しているものである。

(6) 同(6)について

平成27年12月24日の原告■■■■と伊藤教頭とのやりとりで林講師が補導委員会の場に居たとしても判断は同じだったかという問いに対し、「そう思う」と回答したことは、認める。(但し、■■■■君が■■■■君に対しビンタをするなどしたことの責任が林講師にあるという前提そのものが本件の事実関係に適っていないものである)

その余は否認ないし争う。

(7) 同(7)について

否認ないし争う。

7 同「7 ■■■■君の下校直前の様子」について

(1) 同(1)について

■■■■君が午後4時以降反省文の作成をしていたこと、■■■■君が3畳ほどの小会議室に在室していたこと(監禁ではない)は、認める。

その余は否認ないし争う。

(2) 同(2)について

午後4時20分頃に小野教諭が■■■■君の様子を見に行き、(同教諭は、食事はとれたか、喉は乾いていないか、トイレに行かなくていいかなども尋ねているものである)、■■■■君に対する不満や■■■■君に対しビンタ等をした理由を尋ねたこと、それに対する■■■■君と小野教諭のやりとりが訴状記載のとおりであることは、認める。

その余は否認ないし争う。

(3) 同(3)について

■■■■君が小野教諭に対し「僕はもうきっと退学になって学校には戻れないかもしれませんね」と悲観的な発言をしたため、小野教諭が「そん

なことはないよ」とその発言内容を否定し（小野教諭は明確に■■■■君の発言内容を否定したものである）、「今回の指導を受けたら戻れるよ」と励ましたことは、認める。

その余は否認ないし争う。

(4) 同(4)について

小野教諭が■■■■君の様子を見に行ったときに、■■■■君が反省文をほとんど書いていなかったことは、認める。

その余は否認ないし争う。

(5) 同(5)について

午後5時頃に太田教諭が■■■■君の様子を見に行くと（監視に行ったのではない）、■■■■君の反省文が2、3行書いたところで止まっていたこと、午後5時40分頃に（なお、太田教諭は■■■■君を帰宅させようと考えていたのであるが、太田教諭が■■■■君に対し、反省文の書き方等について指導・助言したところ、■■■■君が反省文を書こうとしたことから、もう少し反省文を書く時間を与えた方がよいと考え、その時間を与えたものである）太田教諭が■■■■君の書いていた反省文の状況を確認し、これなら土・日曜を使って自宅で反省文を書くことができるものと考え、「月曜日までに家で書いて来れるか」と尋ねたこと、それに対し■■■■君が「はい」と答えたこと、太田教諭が「これからの動きは、今日家に電話してお母さんに伝えます。お母さんにも後日学校へ来てもらわないといけなくなるかもしれないから、先生からも伝えるけど、自分の口で今日学校であったこと、反省していること、変わろうと思うことを伝えるんやで」と言ったこと（なお、生徒の学校におけるできごと等を保護者にきちんと報告・説明等することは、教員の職責である）、そのとき■■■■君の表情が曇ったこと、そのため太田教諭が「■■■■があかんかったと思うことを変わろうとして、成長したら、お母さんも協力してくれるから」と励ましたことは、認める。

その余は否認ないし争う。

(6) 同(6)について

上記(5)のやりとりに続けて、■■■■君が太田教諭に対し「でも、それはきれいごとですよ。迷惑以外の何物でもないですよ」と言ったこと、それに対し太田教諭は■■■■君の言ったことを否定して指導・助言したこと(なお、その指導・助言により、■■■■君の表情は和らいだものである)、■■■■君が(太田教諭と一緒に)体操服等の荷物を教室へ取りに行ったこと、教室から出る際に太田教諭が月曜に反省文を持ってくること、この後の指示は家に電話であることを伝えたこと、■■■■君が午後6時過ぎに一人で下校したこと(但し、■■■■君は、上記のとおり教室へ体操服を取りに行こうとするなどして、今後の学校生活の方へ意識を振り向けていたこと、■■■■君の表情は和らぎ、元気な様子を見せていたことなどから、■■■■君一人で帰宅させてはならないような状況は全く認められなかったものである)は、認める。

その余は否認ないし争う。

(7) 同(7)について

原告日高が本件高校に対し自宅電話番号・勤務先電話番号・携帯電話番号を伝えていたことは、認める。

その余は否認ないし争う。本件高校の教員は、予め聞いていた原告■■■■の職場での休憩時刻を見計らって午後7時過ぎに原告■■■■の携帯電話にかけ、それでも原告■■■■に連絡が取れず、さらに続けて自宅にも電話をかけたが、それでも連絡がとれなかった。連絡表に自宅は「21:00以降」との記載があったので、午後9時以降にあらためて自宅に電話連絡をしようとしていたところ、その後、警察から本件高校へ■■■■君の死亡について連絡が入り、関係教員に連絡をとり、学校に集合し、情報収集するとともに今後の対応について協議した。

8 同「8 事故」について

遮断機(片開き)を自力で開けて侵入したこと及び事故・事件性はなく

自殺であるということは不知。その余は認める。

第4 同「第4 本件後の経緯」について

- 1 同「1 東住吉総合高校の教員らの対応が徹頭徹尾杜撰であったこと」について

平成27年5月16日午前10時頃原告■■■■から本件高校へ連絡があり、午前11時頃（午後0時頃ではない）、武田校長、太田教諭、小野教諭が原告■■■■宅へ行ったこと、武田校長らが原告■■■■らに対し、事実確認に時間を要したことを説明したことは、認める。

その余は否認ないし争う。

- 2 同「2 ■■■■君による一方的な暴力事件という当初説明の嘘」について

- (1) 同(1)について

認める。

- (2) 同(2)について

平成27年5月16日に、太田教諭が原告らに対し、同年5月15日2限目の英語の授業中、■■■■君が前席の生徒■■■■君の頭をたたき、その襟首をつかんで左斜め後方に引っ張って正しい席の座り方になるようにさせたが、■■■■君がそれを無視したので、再度襟首をつかんで戻そうとした。■■■■君が■■■■君の方を振り返ったとき、■■■■君が■■■■君に対しビンタしたことなどを説明したことは、認める。

その余は否認ないし争う。

- (3) 同(3)について

平成27年5月18日の面談のときに、太田教諭が原告らに対し、5月16日と同様の説明に加え、■■■■君が怒って■■■■君の頬をビンタしたことを説明した。■■■■君と■■■■君が喧嘩となったという表現で説明したことは、認める。（なお、太田教諭の説明が、■■■■君の一方的暴力から喧嘩へと変遷したというのは、原告ら側の一方的な捉えである。）

原告らと警察とのやりとりは不知。

その余は否認ないし争う。

3 同「3 処分決定についての変遷」について

(1) 同(1)について

原告■■■と古井教諭とのやりとりが訴状記載のとおりであること、補導委員会が本件当日の午後4時20分頃に、■■■君に対する懲戒処分の原案として停学5日という案を決定していたこと、停学処分の最終決定は校長がするものであること、太田教諭がその日にあったことを報告するため、本件当日の午後7時過ぎに太田教諭の携帯電話から原告■■■の携帯電話へかけたことは、認める。

その余は否認ないし争う。

(2) 同(2)について

否認ないし争う。本件高校の教員は原告らに対し、補導委員会は懲戒処分の原案を決定するものであり、懲戒処分の最終決定は校長が行うものであることを説明したものであり、説明内容を翻すなどしたものではない。

4 同「4 処分を■■■君に伝えたかどうかについての変遷」について

(1) 同(1)について

平成27年5月16日の面談時に、太田教諭が原告らに対し、■■■君に対して明確に停学処分という言葉は使っていないが、指導する中で何らかの形で指導があると述べたことは、認める。

その余は否認ないし争う。

(2) 同(2)について

否認ないし争う。

5 同「5 遺族の心情に一切配慮しない暴言」について

(1) 同(1)について

反省文が書けなかった理由を問われたので、実際に指導したときの様子から「■■■■君は高校生になって日が浅く、高校生といってもまだ中学生みたいなもので、稚拙で文章力が乏しく思えた」と回答したこと、読書感想文を読んで「大変すばらしいです」と回答したことは認め、その余は否認ないし争う。

(2) 同(2)について

武田校長が本件高校の教員の■■■■君に対する指導は適切であった旨述べたこと、武田校長が原告■■■■に対し■■■■君の退学届等を提出するよう求めたことは、認める。

その余は否認ないし争う。

(3) 同(3)について

本件高校の教員らが原告らに対し、本件当日にはそのときに考え得る適切な対応をしており落ち度はなかった旨説明し、その意味から謝罪を拒否したこと、小野教諭が平成27年5月24日の面談において「今回のことを教訓にして今後の指導に生かしていきたい」と述べたことは、認める。

その余は否認ないし争う。

(4) 同(4)について

大阪府教育委員会が遺族からの要望書に対し、平成27年8月28日に回答書を送付したことは、認める。

その余は否認ないし争う。

第5 同「第5 法律上の主張」について
いずれも否認ないし争う。

第6 同「第6 損害」について

1 同「1 原告■■■■の損害」について

いずれも争う。

2 同「2 原告■■■■の損害」について

いずれも争う。

被告の主張

被告の具体的主張については追って準備書面を提出する。

以上

年 度	平成28年度	文書番号	教高 第2120号
受 領 日		起 案	高等学校課
起 案 日	平成 28年 7月 7日		高等学校/生徒指導グループ
決 裁 日	平成 28年 7月 12日		主 査 中田 博之
施 行 日	平成 28年 7月 12日		(電話番号:)
処理期限	平成 年 月 日	公 印	公印不要
分類記号	S-00-00	校 合	
簿冊番号	102-1	保存期間	長期(35年)
簿冊名	訴訟関係		
公開用簿冊件名	訴訟関係		
保存満了日	令和 34年 3月 31日		
文書題名	平成28年(ワ)第3126号 損害賠償請求事件の準備書面の提出について		
公開用文書題名	平成28年(ワ)第3126号 損害賠償請求事件の準備書面の提出について		
決 裁 関 与 者	奥野 憲一 [教委総務/広報・議事グループ] [課長補佐]		
	平芳 幸子 [教委総務/広報・議事グループ] [主査]		
	高取 秀夫 [教委総務/広報・議事グループ] [主査]		
	松田 正也 [高等学校課] [課長]		
	藤井 光正 [高等学校課] [参事]		
	木下 隆 [高等学校/生徒指導グループ] [課長補佐]		
	三宅 恭子 [高等学校/生徒指導グループ] [主査]		
関 係 者			

標記事件に係る準備書面を、次案により大阪地方裁判所及び原告あて提出してよろしいか。

伺い文

添付文書名

種別

(清書) 2807121000大阪府 V S ■■■■■ 準備1 府本当の最終.doc

電子

添付文書情報

施行先

施行方法

その他

備考

平成28年(ワ)第3126号 損害賠償請求事件

原告 〇〇〇〇 外1名

被告 大阪府

被告準備書面(1)

平成28年7月12日

大阪地方裁判所

第25民事部 合議2係 御中

被告訴訟代理人

弁護士 俵 正 市



同 井 川 一 裕



被告指定代理人

大阪府職員 中 田 博 之



同 三 宅 恭 子



同 高 取 秀 夫



同 平 芳 幸 子



1. 本件に関する経過について

- (1) ■■■■■君は、平成27年4月1日、大阪府立東住吉総合高校（以下「本件高校」という）に入学し、1年2組に所属した。入学から事故当日まで、■■■■■君には特に配慮を要するようなどころは見受けられず、授業態度も真面目で他の生徒とトラブルを起こすようなことはなく、平穩に学生生活を送っていた。
- (2) ■■■■■君が帰宅途中に死亡したのは、平成27年5月15日（金）であるが、同日の経過は次のとおりだった。なお、同日の■■■■■君等に対する事情聴取や指導等に関与した主な教員は、1年2組の担任兼年次副主任兼生徒指導担当の太田憲央教諭、副担任の芝田崇弘教諭、1学年の生徒指導担当の清水耕介教諭、1学年の生徒指導担当の三辻亮平教諭、1学年の学年主任の小野恵智子教諭、全学年の生徒指導を受け持つ生徒指導主事の古井成知教諭である。
- (3) 同日の2時間目（午前9時45分開始）、1年2組では基礎英語総復習の授業が行われており、それを担当する英語科の林智子講師は同クラス生徒全員に対しノートを書く指示をした。そして、多くの生徒は互いに相談しながら課題に取り組んでいた。林講師は生徒のノート点検を行うために机間指導を行っていた。そのとき私語をする生徒はいたものの、授業が成り立っていないなどという状況はなかった。

その中で、女子生徒Bは他の女子生徒と課題について教え合いをしていた。■■■■■君の前の座席の男子生徒Aは、席に座った状態で右方向に体を乗り出して右隣の女子生徒Bの手を握っていた。女子生徒Bは「勉強しているから待って」と言っており、男子生徒Aは女子生徒Bの手を握ったまま、黙って待っていた。男子生徒Aは、女子生徒Bが別の女子生徒と授業に関するやりとりを終えるのを静かに待っていたものであり、立ち上がったたり、女子生徒の足を触ったりなどといったことはしていなかった。女子生徒Bの方も、以前に男子生徒Aと交際していたこともあり同生徒とは仲は良く、同生徒が手を握ってくるのを嫌がっていなかった。

午前10時頃、突然、■■■■■君は、何も言わずに、後ろから男子生徒Aの頭部を右手で軽くたたいた。男子生徒Aはこれを無視していたが、■■■■■君は、さらに左手で同生徒の襟をつかんで左斜め後方に引っ張り、同生徒の席に正

しい姿勢になるように座らせようとした。男子生徒Aはこれも無視して、女子生徒Bと話を始めたが、■■■■君はさらに再度、同生徒の襟をつかんで左斜め後方に引っ張り、正しい姿勢になるように座らせようとし、男子生徒Aが■■■■君のほうに振り向いたときに、■■■■君は何も言わずに、右手の平で同生徒の左頬を強くビンタをした。■■■■君にビンタをされた男子生徒Aは、訳が分からず呆然としたが、■■■■君がニヤニヤ笑っているように見えたことから、思わず■■■■君の左頬を右手の平でビンタをし、教室の外で話をしようと、立ち上がって■■■■君の胸元を右手でつかんで引き寄せたところ、■■■■君が椅子から落ちるようにして、床に尻もちをついた。なお、男子生徒Aが■■■■君を押し倒した事実はない。女子生徒が悲鳴をあげ、教室内が騒然となった。

林講師は、■■■■君が床に尻もちをついた音で異変に気づき、二人を注意した。

隣の1年3組の教室で授業をしていた松井和也教諭は、1年2組の教室の方から女子生徒の悲鳴のような声が聞こえたことから、1年2組の教室を後方の扉から中をのぞいたところ、■■■■君と男子生徒Aとが組み合っているような状況に見えたので、1年2組の教室へ入り、二人の間に割って入って、林講師とともに制止した。

- (4) 松井教諭は、男子生徒Aを1年次職員室へ連れて行き、清水教諭（1学年の生徒指導担当）に引き継いだ。

また、松井教諭は、同職員室にいた芝田崇弘教諭（1年2組副担任）に事情を話して■■■■君から事情聴取をするよう依頼し、芝田教諭とともに1年2組の教室へ戻った。芝田教諭は■■■■君を連れ出し、松井教諭は、1年3組の授業に戻った。

- (5) 清水教諭は男子生徒Aを同窓会室へ連れて行き、午前10時10分頃から、男子生徒Aから事情聴取を行った。

ア 清水教諭が男子生徒Aに「何をしたのか」と聞くと、男子生徒Aは「自分は何もしていないのに、突然、■■■■君が、何も言わずに、後ろから頭部を軽くたたいてきた。無視していたら、■■■■君は、襟をつかんで左斜め後方に引っ張り、席に正しい姿勢になるように座らせようとした。これも無視して、女子生徒Bと話を始めたが、■■■■君はさらに再度、襟をつかんで

左斜め後方に引っ張り、正しい姿勢になるように座らせようとするので、振り向いたら突然頬をビンタされた。その後、■■■■君が笑っていたので、頭に来てビンタし返して胸倉をつかんだ。殴られた理由がわからず、■■■■君が笑っていたので余計に腹を立ててしまい、悪いこととはわかっていたが手を出してしまった。何か言ってくれればまだ話ができただのに、我慢できなかった」と応えた。清水教諭は、■■■■君が突然理由なくそのようなビンタなどをするとは思えなかったことなどから、男子生徒Aに対し「嘘はついていないのか。嘘をついても後で問題が大きくなるだけだぞ」などと言ったが、男子生徒Aが「嘘は言っていない」というので、清水教諭は「■■■■君の方へ行って確認してからまた話をするが、仮にいきなり手を出されても殴り返すのはだめだ。入学時からのいい意味での緊張感がなくなり授業中に喧嘩が起きているので、もう一度入学時の気持ちを思い出ささい」と言って、同窓会室を出た。

イ 芝田教諭は1年次職員室から、当日の生徒指導室当番であった太田教諭に連絡をし、生徒の問題行動があったことを伝え事情聴取の応援を依頼した。男子生徒Aの事情聴取を一旦終えた清水教諭は■■■■君から話を聞くために小会議室へ向かい、途中で太田教諭と合流し、さらに廊下で芝田教諭と■■■■君と合流して、一緒に小会議室（少なくとも6～10人程度が会議をすることが可能な、窓のある会議室）に入り、■■■■君に対して事情聴取を行った。芝田教諭は事情聴取を清水教諭と太田教諭に任せ、職員室に戻った。清水教諭は、■■■■君が真面目な生徒であることや、男子生徒Aが何もしていないのに殴るわけもないだろうと思いながら、■■■■君に「男子生徒Aが、先に■■■■君が手を出してきたと言っている」と言い、詳しい説明を求めたところ、■■■■君は、「何も言わずに、後ろから男子生徒Aの頭部を右手で軽くたたいたが、無視されたので、左手で同生徒の襟をつかんで左斜め後方に引っ張り、同生徒の席に正しい姿勢になるように座らせようとし、しかし、同生徒はこれを無視して、女子生徒Bと話を始めたので、再度、同生徒の襟をつかんで左斜め後方に引っ張り、正しい姿勢になるように座らせようとし、その際、同生徒が■■■■君のほうに振り向いたので、何も言わずに、右手の平で同生徒の左頬を強くビンタをし、同生徒は呆然

としていたが、■■■■君が笑ったときに、清将君の左頬を右手の平でビンタをし、立ち上がって■■■■君の胸元を右手でつかんで引き寄せ、そのため、■■■■君が椅子からずり落ちるようにして、床に尻もちをついた」という趣旨のことを説明した。

以上のように、■■■■君も男子生徒Aに先に手を出したこと等を認め、■■■■君と男子生徒Aの供述が一致した。しかし、清水教諭が■■■■君に対し、先に■■■■君の方から男子生徒Aに対し手を出した理由を尋ねても、■■■■君は「じゃれあって延長でなりました」と言うだけで、その理由を応えようとしなかった。清水教諭は、男子生徒Aが■■■■君に対しちょっかいをかけたり嫌がらせ行為等をしたりしており、そのため■■■■君が男子生徒Aを殴るなどしたが、■■■■君はそのことを言い出し難い状況にあるのではないかと推測し、■■■■君に対し「男子生徒Aに対してどういう風に手を出したのか」と尋ねると、■■■■君は突然、「じゃあ失礼します」と言って手を振り上げ、清水教諭を殴ろうとした(あるいは殴ろうとする素振りをした)。清水教諭は驚いてとっさに顔をよけ、「何を考えてるのか、俺にしたらだめだろう、それは俺にやろうとしているのか」と言うと、■■■■君は「ぎりぎりですと止めたらいいと思ったので。すみません」などと言った。そのとき清水教諭は、■■■■君のボタンが上から3つほど外れていたのに気づき、とめるよう指示すると、■■■■君は「さっきつかまれてボタンがないです」と言った。清水教諭は■■■■君に対し、横を向かせてどれぐらいの強さでビンタしたか、実演させた。清水教諭は、■■■■君を席に座らせて事情を説明するように求めたが、■■■■君は「さっきまで男子生徒Aに話を聞いていたのですよね？それならお察しの通りです」と話したくない様子だったので、清水教諭は「事情は説明しないといけない。なぜなら、一つは、自分にも手を出した事情、言い分があるはずなのに、説明がないと自分だけが悪いことになる。相手が悪いかもしれないのに相手の言い分だけで自分から説明しないと相手の都合よく終わってしまうからだ。もう一つは、どういう理由にせよ手を出したなら悪いことなので、それについての反省は説明することが初めの一步になるからだ」と言った。■■■■君は「そうですね」と言い、清水教諭は■■■■君の様子が柔らかくなった印象を受けた。しかしな

お 君は「じゃれあっていて手を出した」というので、清水教諭が「普段からじゃれあうような関係なのか」と尋ねたが、君は「男子生徒Aとは、5月の校外学習のときに話をしたか、今日初めて話をしたかという状況である」と応え、男子生徒Aとの接触がほとんど全くなかった状況であることを述べたため、清水教諭は、おかしいと思い、太田教諭とともに再度男子生徒Aのいる同窓会室へ行った。

ウ 清水教諭と太田教諭は男子生徒Aに対して、君との関係性を尋ねたが、男子生徒Aも「今日殴られたあとに初めてしゃべった」と言っており、君と男子生徒Aの接触がこれまでに無かったことについても、男子生徒Aと君の供述が一致した。清水教諭が「先に君が殴ってきたというが、どうして殴られたと思うか」と尋ねたが、男子生徒Aは「分からない。むしろこっちが教えてほしい」などと言っていた。清水教諭が「男子生徒Aの方から何か仕掛けたということはないのか」と尋ねたが、男子生徒Aは「そういうことはない」と言い、「それは間違いない」と断言した。

エ 清水教諭と太田教諭は小会議室へ行き、君に対し男子生徒Aのふだんの印象を尋ねると、君は「男子生徒Aはにぎやかな奴だと思う」と応えた。

オ この後も、君は「じゃれあっていた延長で手を出した」と言い、男子生徒Aは「突然殴られた」と言い、両者の言い分が変わらないため、清水教諭と太田教諭は君および男子生徒Aがいる部屋を3、4回行ったり来たりした。

カ 清水教諭は、君が男子生徒Aを殴った理由を把握しようとしていたのであるが、その理由が全く分からず、行き詰ってしまったため、話題を変え、君に対し、中学のときにはどんな部活動をやっていたのか、出身中学はどこか、などと尋ねた。君は、大阪市立真住（ますみ）中学校の出身であるなどと応えた。清水教諭は本件高校の平成27年度入学生の出身中学を学校訪問して情報収集を行う担当だったことから、君が真住中学校の出身であると応えたときに、真住中学校の教員が、強すぎる正義感を持っているためいわゆる不良グループの生徒とトラブルを起こし

た生徒がいるという話をしていたことを思い出した。（なお、真住中学校の教員は、その生徒は、中学校で指導を行ったので、もうトラブルを起こすことはないだろうとも述べていた。）

キ 清水教諭は、太田教諭と一緒に廊下へ出て、上記の真住中学校の教員が述べていた話をし、その強すぎる正義感を持つ生徒というのが■■■■君のことではないかということや、男子生徒Aはふだん授業中に私語をして騒がしいところがあり（ただし、男子生徒Aは騒がしいところはあるが、教員から注意されれば私語などはやめるし、また明るく面白い面があるので、クラスの生徒から人気もあったものである）、■■■■君は男子生徒Aのそのような態度を嫌悪して殴ったのではないだろうかということ話を話した。

ク そこで、清水教諭と太田教諭は同窓会室へ行き、男子生徒Aに授業中の行動を確認したところ、男子生徒Aは、他の女子生徒と課題について教え合いをしていた右隣の女子生徒Bの方に、席に座った状態で体を乗り出して、女子生徒Bの手を握っていたこと、女子生徒Bが「勉強しているから待つて」と言ったため、女子生徒Bの手を握ったまま、黙って待っていたこと、女子生徒Bは以前に交際していた相手であり、男子生徒Aが手を握ってくるのを嫌がっていなかったことを話し、授業中に女子生徒の手を握るなどの不適切な行為をしていたことを認めた。

そこで、午前10時45分頃、清水教諭と太田教諭は小会議室へ行き、■■■■君に対し、男子生徒Aに対して授業中に腹が立つことがあったのか尋ねたが、■■■■君が「それはない。ただ、ダメだろうと思うことがあった」というので、それが何かと聞くと、■■■■君は「男子生徒Aが授業中にしゃべっていること、授業中に立ち歩いていること、授業中に女子の手や足を触っていること、この三点について授業中にすべきでない行為をしていてダメだろうと思った」と応えた。そして、清水教諭が「そのことが男子生徒Aを殴った原因か」と尋ねると、■■■■君は「そうです」と応えた。これにより、男子生徒Aと■■■■君の供述の細かな部分が一致した。

そして、■■■■君は「中学の時から素行の悪い生徒とこういうことが何度かあった。またしてしまった」と応えた。清水教諭や太田教諭は「授業中にうるさくしているクラスメイトに静かにするよう注意することは良い

ことだ。しかし、そういう場合は口頭で注意をしたり、担任や教科担当者に相談等するべきであり、暴力で制止するべきではない。例えば、先生も酔っ払いが他人に迷惑をかけていても、自ら手は出さない、交番へ行って警察官に対応してもらおうようにする、そういうことと同じことだ」などと指導した。そして、清水教諭は「そういう学校にしていけないといけない、殴るのは絶対にあかんことや」と指導した。

(6) こうして、ようやく■■■■君が男子生徒Aを殴った理由が分かったことから、清水教諭は■■■■君に対し、「振り返りシート」を書くように指示した。(本件高校では、生徒が問題行動を起こした場合は、事情聴取や指導を行った上で、甲3の「振り返りシート」の各項目を記載させて自分の問題行動を振り返らせるようにし、振り返りシートが完成すれば、それに基づいて「反省シート」に自分の言葉で反省文を書かせてさらに反省を促し徹底させていくという指導・対応を行っているものである。)また、太田教諭は■■■■君に対し、教員に何が聞きたいことがあるときやトイレ等に行く際には、一人で行かず、すぐ近くの1年次職員室に声をかけるようにということも指示してから、小会議室を退出した。(本件高校では、別室で指導中の生徒については、他の生徒がからかうなどして、心情を害されたり、反省の促進を妨げられたりしないように、トイレ等に行くときにも教員と一緒に付いて行き、保護することとしているものである。)

(7) 午前11時45分頃、三辻亮平教諭(1学年の生徒指導担当)が小会議室へ行き、反省文を書くための用紙を渡し、振り返りシートを書き終わったら、それに基づいて反省文を書くように指示した。

その後、太田教諭も小会議室へ行き、■■■■君の様子を見に行ったところ、振り返りシートがなかなか書けていない状況だった。太田教諭が■■■■君にどこが書きにくいのか尋ねたところ、■■■■君は「『自分は、これから何をどうしなければならぬと思いますか?』という質問項目が分からない」と応えた。太田教諭が振り返りシートを見ると、その質問項目の記載が、「同じような事を起こさないように・・・」で止まっていたので、太田教諭が「どうするか考えてみ?」と促すと、■■■■君は「人と関わらないようにする、ですかね?」と応え、さらに、「人と接しなければトラブルも起こらないじゃない

ですか」と言った。太田教諭が「男子生徒Aは同じクラスやし、これから体育祭や文化祭もあるんやで。人と接しないで、高校生活を送ることができるか？ そうじゃなくて、この部屋に呼ばれているのは何をしたからや？」と聞くと、■■■■君が「ビンタをしたこと」と応えたので、太田教諭が「そうやな、注意することは良いことやけど、ビンタ以外の方法はなかったか？」と導いたところ、■■■■君は「口で言う…、僕はダメですね…」と独り言のように言った。太田教諭は、■■■■君が今後どうすべきであるのかを理解したものと思い、「どうしたら良かったか、考えてみてみ」と言って退室した。

- (8) 午後0時30分頃、太田教諭は、■■■■君の振り返りシートが完成されていることを確認した。太田教諭が■■■■君に対し、昼食を持っているか確認したところ、■■■■君は「弁当を持参しているが、弁当が入っているかばんは1年2組の教室にある」と述べたので、太田教諭は、■■■■君のかばんを教室から持ってくることを告げた。また、太田教諭が「トイレは大丈夫か」と声をかけたが、■■■■君は「その必要はない」と応えた。そして、太田教諭は「弁当を食べて適当に休憩した後、振り返りシートに基づいて反省文を書くように」と指示し、退出した。

午後0時45分頃■■■■君の弁当の入ったかばんは、太田教諭の依頼に基づいて、芝田教諭が1年2組の教室からとってきて、小会議室へ届けられた。

- (9) その後、古井教諭（全学年の生徒指導を受け持つ生徒指導主事）が、■■■■君と男子生徒Aとのトラブルのことを聞き、清将君と話をしようと、小会議室へ行った。古井教諭は、■■■■君の授業を担当しておらず、初対面だった。

古井教諭が「なぜ男子生徒Aに対しビンタしたのか」と尋ねると、■■■■君は「うっとうしく感じた」と応え、古井教諭が「相手から嫌がらせなど受けたのか」と尋ねると、■■■■君は「そういうことは全くない」と応えたため、古井教諭が「それならなぜ手を出したのか。学校というところは安心して安全に勉強できる場所でないといけない。暴力を振るうということはしてはいけないことだ」と指導した。すると、■■■■君が「僕は学校にいない方が良いですね」と言ったため、古井教諭は「そうではない、ここで反省して将来のことを考えて変わっていけばよい」と指導した。ところが、■■■■君が「僕は、変わらないですよ」「15年間生きてきた実体験から、変わらないと思う」

「100%変わらないって思っている生徒に何を言っても伝わらない、無駄になるだけです」と言った。それに対して古井教諭は「そう思っていたら僕らは指導出来ない」「100%変わらないって思っている生徒に何を言っても伝わらない、無駄になるだけだろ?」「少しでもいいから変わろうとする気持ちを持たないといけない」と諭し、「過去にもこのようなことはあったのか?」と尋ねると、■■■■君が「ありました」と応えたので、古井教諭は「それなら、なおのこと今回で変わらないといけない、成長しないといけない」「変わるかどうか分からないが、変わろうとすることが大切だ」と指導した。そうすると、■■■■君は「そのことは理解できる」と述べた。

古井教諭は、このようにして■■■■君と約20分程度話をし、午後1時15分頃、■■■■君に昼食をとるように言って、小会議室を退出した。

(なお、男子生徒Aの方は、食堂で昼食を買って食べるということだったので、生徒の昼休みが終わった後、男子生徒Aは清水教諭が付き添って食堂へ行き、昼食を買い、同窓会室へ戻って食べた。)

(10) その後 ■■■■君が弁当を食べ終わった後)、清水教諭が小会議室へ行き、■■■■君の様子を見に行くと、反省文に、■■■■君が何かを書いた後に強くそれを消している跡があるのを見て、■■■■君が何かこだわりを持っているような印象を受けたため、■■■■君に対し「反省文に書く内容には正解というものがないので、どんな書き方をしても良い、自分の思うように記載すれば良い」と助言し、退出した。

(11) 午後2時頃、古井教諭が小会議室へ行き、■■■■君の様子を見に行くと、■■■■君は机に伏せて寝ていた。そのため、古井教諭が■■■■君に対し「寝てたらあかんやろ、早く反省文を書きなさい」と声をかけ、再度、上記(9)と同じような話をしたところ、■■■■君は「なんでそんなに僕に期待をするのか」「僕なら(このような生徒は)切り捨てますよ」と否定的な発言をした。これに対し、古井教諭は「俺は切り捨てたりしない」「反省して変わって行けば良い」「しっかり考えてほしい」と励まし、反省文を書くように促して退出した。

(12) 午後2時30分頃から午後4時頃まで■■■■君は反省文を書いていた。

(他方、男子生徒Aは、6時間目の途中までに、振り返りシートと反省文を

書き終えたので、古井教諭は男子生徒Aに対し、今後の予定について担任（太田教諭）を通じて保護者に対し連絡があるので家に居るようにと指示した。併せて「太田先生からも伝えるけど、自分の口で今日学校であったことを伝えるんやで」と伝え、同窓会室からそのまま自宅へ帰宅させた。）

(13) 午後4時頃、太田教諭が小会議室へ行き、■■■■君の様子を見に行き、古井教諭から聞いた■■■■君の「自分が変われるとは思わない」との発言について確認したところ、■■■■君がそう発言したことを肯定したため、太田教諭は「自分が変わる変わらないは結果であり、変わる努力をしようとする必要があるのだ」と指導した。■■■■君は考えていたが、「まったく違う件なのですが、トイレに行ってもいいですか？」と言ったので、太田教諭は補導委員会へ出席する必要があることから、三辻教諭に依頼し、三辻教諭がトイレに付き添った。三辻教諭はトイレから戻ってきてから、小会議室で、■■■■君に対し、反省文に書くべき9項目を箇条書きにしたメモを渡し、それに基づいて反省文の書き方について説明をし、小会議室を退出した。

(14) ■■■■君が反省文を書いていた最中の午後4時頃から、補導委員会が行われ、太田教諭、清水教諭、古井教諭ら13名の教員が出席して、■■■■君及び男子生徒Aからの聞き取り内容を説明し、今後の指導内容について協議を行った。

(15) 午後4時20分頃、小野恵知子教諭（1学年の学年主任）が小会議室へ行き、■■■■君の様子を見に行った。小野教諭は、太田教諭らが補導委員会へ出席するというので、■■■■君の様子を見に行くよう依頼されたことから、■■■■君の様子を見に行ったものである。小野教諭は、■■■■君の授業を担当しておらず、■■■■君と初対面だった。

小野教諭は■■■■君に対し、食事はとれたか、喉は乾いていないか、トイレに行かなくてよいか確認した。■■■■君は、弁当を食べた、喉は乾いていない、トイレに行く必要もないと応えた。

小野教諭が「男子生徒Aから何かされたのか、男子生徒Aに対する不満等があるのか」と尋ねると、■■■■君はいずれも「特にない」と応えた。小野教諭が「男子生徒Aをなぜ叩いたのか」と尋ねると、■■■■君は「そのときはむかついて、頭が真っ白になって、よく覚えていません」と応え、小野教諭が

「これまでもそのようなことはあったのか」と尋ねると、■■■■君は「はい、中学でもありました」と応えた。そして、■■■■君が「僕はもうきっと停学になって学校には戻れないかもしれませんね」と否定的なことを言ったので、小野教諭は「そんなことはないよ、今回の指導を受けたら戻れるよ」と励ました。■■■■君が「自分の思いを文章にするのが苦手で、反省文がうまく書けません」と言うので、小野教諭は、机に置かれていた三辻教諭が用意した一般的な反省文の書き方・項目について記載されたメモを一緒に見ながら、そこに記載された項目のうち書きにくいものがあるか尋ねると、■■■■君は「⑥番（やってしまったときの気持ち）と⑧番（これからどうしたらよいか）が書けません」と言った。小野教諭が「君は、自分がやったことがいけないことだとは思っているの？」と尋ねると、■■■■君は「はい、それはわかります」と応えた。そこで、小野教諭が、「自分のやったことを振り返って素直に反省文を書けばよいのであり、反省文は長い文章じゃなくてもいいよ、原稿用紙2枚書けなくても、1枚でもいいよ」などと話すと、■■■■君は「はい、わかりました」と言って反省文を書き始めた。小野教諭が「目の前に私がいると書きにくい？」と言うと、■■■■君が「はい」と答えたので、小野教諭は「じゃあ、外に出るね」と言って小会議室を退出した。そのとき、■■■■君は「ありがとうございました」と言っていた。

- (16) 太田教諭は、古井教諭らと、■■■■君を帰宅させようという話をしていて、また小野教諭からも■■■■君とのやりとりを聞いた。

午後5時頃、太田教諭が小会議室へ行き、■■■■君の様子を見に行くと、■■■■君の反省文は2、3行書いたところで止まっていた。■■■■君が三辻教諭に書いてもらったメモを見ていたので、太田教諭が、本件について反省していることと、突発的に行動してしまうところを変えたいという■■■■君の意思を確認し、「そのアドバイスどおりに書かなくてもいいぞ、時系列も前後してもいいし、漢字も分からなければひらがなで良いし、うまく書く必要はないんやで。自分の反省した気持ちと、変わりたい気持ちを素直に書いたらいいねんで」と言うので、■■■■君が「分かりました、でも、少しは（三辻教諭のメモを）参考にします」と言って反省文を書こうとした。そのため太田教諭は、■■■■君への指導が長時間になっていたこともあり■■■■君を帰宅させようと思

っていたものの、■■■■君が前向きな発言をし、反省文を書こうとしていたことから、もう少し反省文を書く時間を与えた方が良いと思い、「また後で来る」と言って小会議室を退室した。

- (17) 午後5時40分頃、太田教諭が■■■■君の書いていた反省文の状況を確認したところ、まだ完成はしていなかったものの、続きは土曜日・日曜日を使って自宅で書くことができると判断し、太田教諭が「月曜までに家で書いてくれるか?」と尋ねると、■■■■君が「はい」と応えたため、家に帰すことにした。

太田教諭は「これからの動きは、今日家に電話してお母さんに伝えます。お母さんにも後日学校に来てもらわないといけなくなるかもしれないから、先生からも伝えるけど、自分の口で今日学校であったことと、反省していることと、変わろうと思うことを伝えるんやで」と指導した。そのとき■■■■君の表情が少し曇ったように見えたので、太田教諭は「■■■■君がアカンかったと思うことを変わろうとして、成長したら、お母さんも協力してくれるから」と言った。すると、■■■■君が「でも、それはきれいごとですよ、(お母さんにとって)迷惑以外の何物でもないですよ」と発言したので、太田教諭は「それは違うぞ。これから■■■■君が、変われるか変わられへんかじゃなく、変わろうとしたらそれは成長やし、お母さんにとって迷惑じゃなくなるよ。自信がなかったとしても変わろうと考えられるだけで成長やから、まずそこを目指そう」と言ったところ、■■■■君の表情は和らいだ。

太田教諭が「もう時間も時間やし、帰ろか?」と言うと、■■■■君が「教室に体操服などを置いているので、取りに行ってもいいですか?」と聞いてきたので、太田教諭は「分かった、じゃ、一緒に教室まで行こか」と言って、二人で1年2組の教室に荷物を取りに行った。

その後、■■■■君が荷物を取って教室を出るとき、太田教諭は「じゃ、月曜日に反省文を書いて持っておいでや、この後の指示は家に電話でするから」と言い、「気をつけて帰りや」と声をかけた。それに対し■■■■君は「さようなら」と言い、太田教諭も「さようなら」と返した。

こうして、■■■■君は一人で下校した。このとき、■■■■君は元気な様子を見せていたことなど、■■■■君を一人で帰宅させてはならないような状況などは

全く認められなかった。

(18) 本件高校の補導委員会は、■■■■君及び男子生徒Aの一致する供述内容に基づいて協議した結果、本件高校の所定の基準をふまえ、■■■■君に対する懲戒処分原案として停学処分5日間を決定した。(所定の基準では、他の生徒に暴力を振るった場合は停学処分3日間を原則としているが、■■■■君については、授業中に男子生徒Aを殴り授業を中断させ妨げていることから、停学処分5日間とする原案が決定されたものである。また、男子生徒Aに対しても同様の理由で懲戒処分原案として停学処分5日間を決定した。)そして、■■■■君に対する懲戒処分の最終決定とその通知は、後日、■■■■君から反省文が提出されてから、校長が行う予定となっていた。

(19) 太田教諭は、本件について■■■■君の母親である原告■■■■に連絡を入れるため、予め聞いていた原告■■■■の職場での休憩時刻を見計らって午後7時過ぎに、携帯電話に電話をかけたが、連絡が取れなかった。太田教諭は、さらに続けて原告■■■■の自宅にも電話をかけたが、それも連絡がとれなかった。太田教諭は、連絡表に自宅は「21:00以降」との記載があったので、午後9時以降にあらためて原告■■■■の自宅に電話連絡をすることにした。

ところが、午後7時42分に住吉警察から本件高校へ、本件高校の生徒らしき人物が被害者であるという列車人身事故の連絡が入った。さらに、午後8時29分に住吉警察から本件高校へ■■■■君の死亡について連絡が入った。■■■■君は午後6時28分頃に本件高校の帰宅途中に、南海高野線の住吉東4号踏切で、列車にはねられて死亡したということだった。本件高校では、関係教員に連絡をとって学校に招集し、情報収集等を行ったが、■■■■君がなぜそのような行為に及んだのか全く理由が分からなかった。

午後8時42分に太田教諭が状況確認のために住吉警察署に電話をすると、■■■■君のことについて教えてほしいと言われたので、一旦電話を切り、資料を用意し、午後8時43分に再度、太田教諭から住吉警察署に電話をした。警察からは■■■■君の日頃の様子や本日の学校での出来事について質問があったので説明を行った。

翌平成27年5月16日、午前10時頃、■■■■君の叔父から本件高校へ説明を求める電話連絡があり、午前11時頃、武田校長、太田教諭、小野教諭

が原告■■■■宅を訪問し、前日に■■■■君が起こした問題について説明した。

その後住吉警察からの情報提供では、警察が■■■■君の通学路に設置されている防犯カメラの画像を全てチェックしたが、■■■■君はごくふつうに帰宅しており、何ら異常を示すような様子は見受けられず、むしろ機嫌よく帰宅しているというふうに認められる状況であったとのことである。

2 本件高校の教員の■■■■君に対する対応に違法はないことについて

(1) 原告らは、本件高校の教員の■■■■君に対する対応において、①怪我の可能性があるのでに救護しなかったこと、②8時間近く監禁したこと、③弁解反論の機会を与えず事情聴取もろくにしないまま停学5日間の処分を決めたこと、④清将君に対する処分がさも無期停学であるかのように伝えたこと、⑤動揺し自暴自棄になっている■■■■君を一人で下校させたことの点について違法がある旨主張する（訴状31頁）。

(2) 上記①について

前記1(3)で説明したとおり、平成27年5月15日の2時間目に起こった出来事は、■■■■君が男子生徒Aの頭部を軽くたたき、2回にわたり男子生徒Aの襟をつかんで引っ張って自席に座らせようとし、男子生徒Aの左頬を強くビンタしたのに対し、男子生徒Aが■■■■君の左頬をビンタし返し、清将君の胸元をつかんで引き寄せたとき、■■■■君が椅子からずり落ちて床に尻もちをついたものであり、男子生徒Aが■■■■君を押した事実はない。

しかも、■■■■君は、顔から出血等が生じることもなく、ごくふつうに椅子に座るなどもしており、客観的な異変も全く認められなかったものである。

また、■■■■君はごくふつうの健常な高校生であり、自己の身体に痛みや異変があれば、そのことを教員に告げることができる能力等も有していたものであり、上記トラブル発生後に太田教諭らから事情聴取や指導等を受ける中で、顔や尻などの痛みなどを訴えることもなかったものである。

したがって、■■■■君が怪我をしていた可能性は客観的に認められず、また、太田教諭らが特に具体的な救護行為に出なかったとしても、何らの注意義務違反等があるとは評し得ないものであり、違法行為はないものである。

したがって、原告らの上記①の主張には理由がないものである。

(3) 上記②について

前記1で説明したとおり、太田教諭らは、男子生徒Aとのトラブルの発生後に■■■■君を小会議室へ移し、午前10時10分頃から午後6時前頃まで事情聴取及び指導等を行っていたものである。

しかし、■■■■君は、本件当日に男子生徒Aが特に騒ぐなどしておらず、また男子生徒Aが手を握っていた女子生徒Bもそれを嫌がるなどしていなかったにもかかわらず、男子生徒Aが本件当日以前に授業中にやかましかったことなどからうっとうしく感じ、むかつくなどもして、ビンタするなど暴力を振るっており、自らもそれを認めていたのであるから■■■■君から突然ビンタするなどされた男子生徒Aは怒って■■■■君にビンタをし返しているものであるが、経過からみれば、■■■■君の「一方的な暴力事案」と評してもよいものである)、太田教諭らとしては、■■■■君に対しそれに関する事情聴取や指導を行い、本件高校で問題行動をした生徒に対し一般に行っている振り返りシートや反省文の作成をさせ、反省等を促していく必要と責務があったものである。

その事情聴取や指導等を行うにあたっては、■■■■君を教室とは別の部屋で一人にさせ、静かな落ち着いた環境を与えて、事情聴取や指導等を行う必要もあったものであり、そのようなことは、ごく一般に行われていることでもある。■■■■君に利用した「小会議室」も(また男子生徒Aに利用した「同窓会室」も)、これまでに問題行動をした生徒から事情聴取や指導等を行うのに一般に利用してきた部屋である。

そして、太田教諭らによる■■■■君からの事情聴取及び指導等は、前記1(4)～(17)の経過・状況だったものであり、たしかに費やした時間は長くはなっているが、それは、当初■■■■君が男子生徒Aを殴るなどした理由がなかなか明確にならなかったことや、その理由が明確になってからも、■■■■君による振り返りシートや反省文の作成がなかなか進まなかったこと、また、太田教諭らが午後5時には■■■■君を下校・帰宅させようとしたところ、前記1(16)のとおり、そのときには■■■■君が太田教諭の指導に対し極めて前向きな姿勢を示し、反省文を書こうとしていて、太田教諭としてはもう少し反省文を書くことを継続した方が良く考える状況があったことなどによるものであつ

て、不必要・不合理に長時間にわたったものではなかったものである。(なお、一般の生徒は、本件当日は6時間目の授業のあと学年集会を行っているので、下校時刻はそれらが終了した後の午後4時頃だったものであり、また、部活動などのため、より遅い時刻に下校している生徒も多くいたものである。)

また、その事情聴取及び指導等の経過においては、■■■■君が自ら、自分の方から一方的に男子生徒Aにビンタするなどの暴力を振るったことを認めていたものであり、太田教諭らは■■■■君に対し、自ら自己のした行為を振り返り反省させるように対応・指導していたものであるから、太田教諭が■■■■君に対し何かを押し付けたり、強制的な行為などは一切していなかったものである。

また、太田教諭らは、事情聴取及び指導等の途中に、■■■■君に昼食をきちんと食べさせ、トイレに行く必要の有無やのどの渴きの有無などについても適宜確認するなどしていたものであるし、前記1(13)のとおり、■■■■君が自らトイレに行くことなどを希望すれば、当然にそれを認めてもいたものである。

したがって、太田教諭らは■■■■君に対し適切に事情聴取及び指導等を行っていたものであって、注意義務違反や違法行為などはなく、ましてや「監禁」などというような状態は一切ないのであって、原告らの上記②の主張にも理由はないものである。

(4) 上記③について

生徒に対する懲戒処分は校長が決定すべきものであるが(学校教育法11条、同法施行規則26条2項)、本件において校長は■■■■君の懲戒処分をまだ決定しておらず、その通知もしていなかったものであり、本件当日の補導委員会は、あくまで校長に供する■■■■君の懲戒処分の「原案」を決めたものにすぎなかったものである。

また、前記1(4)～(17)で説明したとおり、■■■■君は、事情聴取の当初から、自ら、男子生徒Aに対し最初にビンタするなどの暴力を振るったものであることを認めており、太田教諭や清水教諭が清将君と男子生徒Aとに交互に事情聴取を行うなどする中で、■■■■君がそのようにビンタ等をするに至った理

由も明らかになっていったものであり、そのうえでそのことをふまえて■■■■君に振り返りシートや反省文を書かせて、反省を促していこうとしていたものであるから、太田教諭らが■■■■君に弁解反論の機会を与えなかったとか、事情聴取をろくにしなかったなどといわれるような状況ではなかったものである。

また、本件高校では生徒の暴力事案には停学処分3日間とすることを基準としているが、■■■■君は男子生徒Aに対し授業中に暴力を振るい、授業の中断・妨害をするなどもしているものであるから、補導委員会は停学処分5日間との処分原案を提示していたものであり、その判断も妥当・合理的なものである。

なお、補導委員会は、■■■■君が反省文を提出する前に処分原案を決定しているが、■■■■君が男子生徒Aに対し授業中にビンタするなどの暴力を振るったことは■■■■君と男子生徒Aにおいて一致した供述内容だったものであり、■■■■君の行った問題行動を把握していたものであるし、事情聴取及び指導等の経過において■■■■君による振り返りシートや反省文の作成がなかなか進まなかった状況等もふまえれば、■■■■君の自己認識の状況、反省状況、規範意識の状況・程度等も一定把握できていたものであつて、処分原案を十分に協議・決定できる状況だったものである。

したがって、補導委員会の判断等も何ら不当・不合理なところはないものであり、原告らの上記③の主張に理由はないものである。

(5) 上記④について

前記1(15)で説明したとおり、■■■■君と小野教諭とのやりとりにおいて、■■■■君が「僕はもうきっと停学になって学校には戻れないかもしれませんね」と否定的なことを言い、小野教諭が「そんなことはないよ、今回の指導を受けたら戻れるよ」と言ったというやりとりの状況があったものである。

このやりとりにおいては、■■■■君が自ら「停学」ということを言い出したが、小野教諭は停学処分を前提として受け答えをしているのでは無く、何らかの指導を経て教室に戻れるという意味で発言している。(当然のことながら「無期」停学を前提とするようなやりとりにはなっていない。)

小野教諭は、懲戒処分やその重さなどに話の重きは全く置いておらず、■■■■

君が本件の自己の行為について指導を受け反省をすればよいだけで、何ら学校生活等に支障はないことを伝えようとしていたものであり、小野教諭の指導等は全く不当・不合理なところはないものである。

したがって、原告らの上記④の主張には理由がないものである。

(6) 上記⑤について

前記1(17)で説明したとおり、太田教諭が「これからの動きは、今日家に電話してお母さんに伝えます。お母さんにも後日学校に来てもらわないといけなくなるかもしれないから、先生からも伝えるけど、自分の口で今日学校であったことと、反省していることと、変わろうと思うことを伝えるんやで」と指導すると、■■■■君の表情が少し曇ったように見えた状況はあったものである。

しかし、太田教諭は、■■■■君が衝動的に他の生徒に手を出すようなところを反省して変わろうとすれば■■■■君の母親も理解してくれるものであることを明確に指導しており、それによって、■■■■君も表情を和らげ、理解を示していたものである。

そして、■■■■君は、1年2組の教室に体操服などの荷物を取りに行ってから帰宅しており、翌週月曜日以降の学校生活に備えようとするような態度も示していた。

また、■■■■君は、太田教諭と別れるとき、ごくふつうに挨拶も交わしており、そのとき特に落胆するなど精神的な異変を示すような状況も皆無だったものである。

そして、■■■■君は、本件当日の事情聴取及び指導等の経過においても、太田教諭や小野教諭に対して振り返りシートや反省文がなかなかうまく書けないことを話し、指導を受けるなどしながらも、自ら振り返りシートを仕上げ、前向きに反省文の作成に取り組むなどしようとしていたものであり、全く動揺したり自暴自棄になったりしている状況もなかったものである。

そのような中で、■■■■君が下校するときにも、特段■■■■君の母親に連絡をとったり迎えにきてもらったりすべきような状況も認められなかったものである。

したがって、太田教諭が■■■■君を一人で下校させたことに何ら注意義務違

反等は認められないものであり、原告らの上記主張⑤に理由はないものである。

(7) 以上により、原告らの主張はいずれも理由がないものであり、原告らの請求は直ちに棄却されるべきものである。

以 上

年 度	平成28年度	文書番号	教高 第2210号
受 領 日		起 案	高等学校課
起 案 日	平成 28年 7月 19日		高等学校/生徒指導グループ
決 裁 日	平成 28年 7月 21日		主査 中田 博之
施 行 日	平成 28年 7月 21日		(電話番号:)
処理期限	平成 年 月 日	公 印	公印不要
分類記号	D-02-02	校 合	
簿冊番号	92-1	保存期間	5年
簿冊名	経費支出		
公 開 用 簿冊件名	経費支出		
保存満了日	令和 4年 5月 31日		
文書題名	平成28年(ワ)第3126号 損害賠償請求事件に係る口頭弁論調書の謄写申し込み及び謄写料の支出について(資金前渡)		
公 開 用 文書題名	平成28年(ワ)第3126号 損害賠償請求事件に係る口頭弁論調書の謄写申し込み及び謄写料の支出について(資金前渡)		
決裁 関与者	染矢 美抄 [高等学校/学校経営支援グループ] [課長補佐] 浦畑 光代 [高等学校/学校経営支援グループ] [主査] 木下 隆 [高等学校/生徒指導グループ] [課長補佐] 三宅 恭子 [高等学校/生徒指導グループ] [主査]		
	倉狩 輝久 [高等学校/学校経営支援グループ] [一般職員等] 久保 智英実 [高等学校/生徒指導グループ] [一般職員等]		
関係者			

標記事件について、平成28年7月13日に行われた口頭弁論の調書の謄写を申請することとし、案1のとおり謄写料を資金前渡により支出してよろしいか。
 なお、謄写料については、下記のとおり電話で確認しております。
 また、謄写申請書及び申請のための伝票を案2~3のとおり提出してよろしいか。併せてお伺いします。

記

確認日 平成28年7月15日 16時30分
 確認先 大阪地方裁判所第25民事部合議2係 見上眞佐子書記官
 口頭弁論調書頁数 2頁
 単価 40円/1頁
 謄写料 80円

伺い文

添付文書名

種別

経費支出伺書0021413090402016001332795.pdf

電子

添付文書情報

施行先

施行方法

施行先なし

備考

経費支出伺書

起票日	平成 28 年 7 月 19 日	
所属	10263 教育振興室	
経費支出伺書番号	001332795	
年度	平成 28 年度	
会計	10 一般会計	
予算区分	現年予算	
科目	款	11 教育費
	項	01 教育総務費
	目	04 教育振興費
	節	11 需用費
	細節	01 消耗需用費
支出負担行為額	80 円	
予算残額	50,927,357 円	
内容	口頭弁論調書の謄写申し込み及び謄写料の支出について	
契約開始日	年	月 日
契約終了日	年	月 日

支払契約に関する条文

契約方法	随意契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第1号
入札保証金		
契約保証金	契約保証金の免除	財務規則第68条第6号
契約(請)書	請書の省略	財務規則運用第66条関係第2項第1号
見積書の徴取	見積書の省略	財務規則運用第62条関係第4項第3号
支出方法	資金前渡(随時)	地方自治法施行令第161条第1項第9号
支出基準	支出基準あり	支出基準あり

添付書類

1.	
2.	
3.	
4.	

合議区分

債権者

債権者番号	05 005533331	支出負担行為番号	001332795
氏名	資金前渡職員 教育振興室 課長補佐 資金前渡用		
住所	大阪府中央区大手前2丁目		

年 度	平成28年度	文書番号	教高 第2210-2号
受 領 日		起 案	高等学校課
起 案 日	平成 28年 7月 27日		高等学校/生徒指導グループ
決 裁 日	平成 28年 7月 27日		主 査 中田 博之
施 行 日	平成 28年 7月 27日		(電話番号:)
処理期限	平成 年 月 日	公 印	公印不要
分類記号	D-02-02	校 合	
簿冊番号	92-1	保存期間	5年
簿冊名	経費支出		
公開用簿冊件名	経費支出		
保存満了日	令和 4年 5月 31日		
文書題名	平成28年(ワ)第3126号損害賠償請求事件に係る口頭弁論調書の謄写料の支出についての支出命令(資金前渡)		
公開用文書題名	平成28年(ワ)第3126号損害賠償請求事件に係る口頭弁論調書の謄写料の支出についての支出命令(資金前渡)		
決裁関与者	染矢 美抄 [高等学校/学校経営支援グループ] [課長補佐]		
	浦畑 光代 [高等学校/学校経営支援グループ] [主査]		
	木下 隆 [高等学校/生徒指導グループ] [課長補佐]		
	三宅 恭子 [高等学校/生徒指導グループ] [主査]		
関係者	倉狩 輝久 [高等学校/学校経営支援グループ] [一般職員等]		
	久保 智英実 [高等学校/生徒指導グループ] [一般職員等]		

標記について別添（案）のとおり支出命令をしてよろしいか。

伺い文

添付文書名

種別

支出命令伺書 0021413090402016002798500.pdf

電子

添付文書情報

施行先

施行方法

施行先なし

備考

支出命令伺書

起票日	平成 28年 7月 27日		
所属	10263 教育振興室		
経費支出伺書番号	001332795		
支出命令伺書番号	002798500		
年度	平成 28年度		
会計	10 一般会計		
予算区分	現年予算		
科目	款	11 教育費	
	項	01 教育総務費	
	目	04 教育振興費	
	節	11 需用費	
	細節	01 消耗需用費	
支払指定日	平成 28年 8月 1日		
支出予定番号			
支出命令額	80 円		
支出負担行為残額	0 円		
配当残額	40,467,936 円		
支出方法	資金前渡 (随時)		
検査日		検査者	

受領者

債権者番号	05 005533331	支出負担行為番号	001332795	支出命令番号	002798500
氏名	資金前渡職員 教育振興室 課長補佐 資金前渡用				
住所	大阪市中央区大手前2丁目				
受領者番号					
氏名					
支払方法	口座振替				
振込口座	りそな銀行		大手支店	普通預金	4021812
口座名義人	シキンゼントシヨクインキヨウイクシンコウシツカチヨウホサ				

年 度	平成28年度	文書番号	教高 第3171号
受 領 日		起 案	高等学校課
起 案 日	平成 28年11月 28日		高等学校/生徒指導グループ
決 裁 日	平成 28年11月 29日		主 査 中田 博之
施 行 日	平成 28年11月 29日		(電話番号:)
処理期限	平成 年 月 日	公 印	公印不要
分類記号	S-00-00	校 合	
簿冊番号	102-1	保存期間	長期(35年)
簿冊名	訴訟関係		
公 開 用 簿冊件名	訴訟関係		
保存満了日	令和 34年 3月 31日		
文書題名	平成28年(ワ)第3126号 損害賠償請求事件の準備書面及び証拠説明書等の提出について		
公 開 用 文書題名	平成28年(ワ)第3126号 損害賠償請求事件の準備書面及び証拠説明書等の提出について		
決裁 関与者	奥野 憲一 [教委総務/広報・議事グループ] [課長補佐] 平芳 幸子 [教委総務/広報・議事グループ] [主査] 高取 秀夫 [教委総務/広報・議事グループ] [主査] 松田 正也 [高等学校課] [課長] 藤井 光正 [高等学校課] [参事] 木下 隆 [高等学校/生徒指導グループ] [課長補佐] 三宅 恭子 [高等学校/生徒指導グループ] [主査]		
関 係 者			

標記事件に係る準備書面、証拠説明書及び乙1~27号証を、案1~2により大阪高等裁判所に提出してよろしいか。

伺い文

種別

添付文書名	種別
281129-2 大阪府 VS ■■■ 準備2 求釈明 (最終) .docx	電子
281128-2 (起案用) 大阪府 VS ■■■ 証拠説明書 (乙1~27) .docx	電子

添付文書情報

施行先

施行方法

その他

備考

平成28年(ワ)第3126号 損害賠償請求事件

原告 [REDACTED] 外1名

被告 大阪府

被告準備書面(2)

平成28年11月29日

大阪地方裁判所

第25民事部 合議2係 御中

被告訴訟代理人

弁護士 俵 正 市



同 井 川 一 裕



被告指定代理人

大阪府職員 中 田 博 之



同 三 宅 恭 子



同 高 取 秀 夫



同 平 芳 幸 子



(原告ら第1準備書面について)

第1 原告ら第1準備書面の第2について

1 求釈明アについて

「授業妨害」の定義の問題であり、いろいろな定義がありうるが、本件では、男子生徒Aが騒いで周囲の生徒に迷惑をかけたり担当教員の授業進行に支障を生じさせたりしていなかったことから、授業妨害はなかった旨表現したものである。

2 求釈明イについて

これも「授業のコントロール」ということの定義の問題であろうが、林講師は机間を回って生徒のノートチェックを行い、生徒らは同講師の指示に基づき課題について相談しながら取り組んでいたものであることから、授業のコントロールができていない状況ではなかったと表現したものである。

3 求釈明ウについて

被告準備書面(1)で説明したとおり、男子生徒Aは右隣の女子生徒に対して話しかけていたが、同女子生徒が「勉強しているから待って」と言うと、同Aは右横を向き体を乗り出すようにして女子生徒の手を握り、静かに待っていた。■君はそのような同Aの頭部を軽くたたき、無視する同Aの襟をつかんで左斜め後方へ引っ張り席に正しい姿勢で座らせようとしたが、同Aはそれも無視して女子生徒と話を始めた。■君は再度同Aの襟をつかんで左斜め後方へ引っ張った。そのとき同Aが■君の方を振り向いて「なに？」と問いかけたあと、■君は何も言わずに同Aの左ほほを強くビンタしたものである。

4 求釈明エについて

男子生徒Aは■君の方を振り向いたとき「なに？」と問いかけたものである。

5 求釈明オについて

被告準備書面(1)で説明したとおり、男子生徒Aは、●●君に対しビンタ仕返したあと、教室の外で話をしようと、立ち上がって●●君の胸元を右手でつかんで引き寄せたところ、●●君が椅子からずり落ちるようにして尻もちをつき、同Aがそのようになった●●君の重みに引っ張られるようになって●●君の上に覆いかぶさるような状態になったものである。

6 求釈明力について

本件高校では、懲戒対象生徒の反省の有無や程度いかんにかかわらず、所定の懲戒処分量定基準に基づき処分を実施している。ただし、事情聴取のときには懲戒対象生徒の反省状況を確認し、処分中又は処分後の指導において十分に考慮するようにしている。

7 求釈明キについて

被告準備書面(1)で説明したとおり、太田教諭は、●●君を帰宅させることとしたあと、「これからの動きは、今日家に電話してお母さんに伝えます。お母さんにも後日学校に来てもらわないといけなくなるかもしれないから、先生からも伝えるけど、自分の口で今日学校であったことと、反省していることと、変わろうと思うことを伝えるんやで」などと言い、その後、●●君が荷物を取って教室を出るとき、「じゃ、月曜日に反省文を書いて持っておいでや、この後の指示は家に電話でするから」などと言ったものである。

第2 原告ら第1準備書面の第3について

1 求釈明1について

真住中学校の教員は、●●君について、強すぎる正義感を持っているため不良グループの生徒とトラブルを起こしたことがあるが、中学校での指導により「今後そのようなトラブルを起こすことは無いだろう」と述べていたものである。したがって、本件高校では、●●君について、そもそも問題がある生徒だと認識していなかったものである。

ただ、本件トラブル後に●●君に対し指導を行う中で、清水教諭が上記の中学校教員の言っていた話を思い出し、太田教諭にもその話をしたというもので

ある。

2 求釈明2について

一般論として、中学校からの申し送り事項は、生徒指導担当に伝えられるほか、3月末のクラス編成時に1年担任団に伝えられてクラス編成にあたっての配慮等に供されるものであるし、必要に応じて随時学年会議等で伝えられるものである。

ただし、■■■■君については、前述のとおり、中学校は今後トラブルを起こすことはないとの認識を示していたので、当初より申し送り事項として問題があるとか、特別な扱いや配慮を要する生徒とは認識されていなかったものである。

3 求釈明3、4について

原告らから関わった教員の話を知りたいとのことだったので、本件高校は、■■■■君の担任だった太田教諭を中心にして事情説明に当たるのが妥当であり、またそれで足りるものと考えていたものである。ただし、特に要望があった林講師については、平成27年5月18日に会ってもらっている。

4 求釈明5～7について

林講師は、生徒に、宿題にしていたプレッイングリッシュの答えを黒板に書かせたので、それを他の生徒にノートに記載させ、自分の答えとのチェックをさせていた。また、答え合わせが済んだら、5月22日提出予定の課題と中間テスト前の課題プリントについて、隣席の生徒と相談しながらするように指示していた。

教員が生徒にノートへの記載を指示し、生徒がその記載をしている最中に、あるいは記載し終わった後に、机間を回って、生徒がノートにきちんと記載しているか、正確な記載になっているかなどを点検して回るというのは、一般によく行われることであり、何ら矛盾はない。

5 求釈明8～11について

林講師は、板書内容をノートに記載等させるときには、私語をしてきちんと

取り組んでいない生徒に対し注意をし、私語を止めさせている。

しかし、その後に、課題を隣席の生徒と相談しながらするよう指示したときには、生徒は隣席の生徒といろいろな話をしているものであり、中には私語していた生徒もいるかもしれないが、特に目立って課題に取り組んでいない状況があるとか授業秩序を妨害しているという状況があるという状態ではなかったの
で、林講師は特に私語についての注意はしていない。

6 求釈明12について

本件では、「授業が成り立つ」とは、担当教員の本時における授業計画を実施できたことを意味しており、林講師の授業は計画どおりに実施されていたものである。

7 求釈明13について

本求釈明にかかる状況は、前記第1・3に述べたとおりである。■君が男子生徒Aの頭を叩いたり襟をつかんで引っ張ったりなどする前に男子生徒Aは立ち上がるなどはしていない。

8 求釈明14～16について

授業中に男子生徒が女子生徒の手を握っているという状況は、両者が交際していたかどうか、女子生徒が嫌がっていたかどうかにかかわらず、不謹慎であり、授業を受ける適切な態度とはいえない。

ただ、林講師は、机間指導をしていたことから、男子生徒Aのそのような行為は見ていなかったため指導していなかったものであるし、被告は、前記第1・1及び第2・6の意味において、授業妨害をしていたとか、授業が成立していなかったとはいえないとしているものである。

9 求釈明17について

本求釈明にかかる状況は、前記第1・3に述べたとおりである。

男子生徒Aは右横へ身を乗り出すようにしており、■君は同Aを席に正しい姿勢で座らせようと引っ張ったのであるから、左斜め後方に引っ張ることに

なるのは、道理である。

また、男子生徒Aは、「なにっ！！」と強い口調で言ったのではなく、「なに？」と問いかけたものである。

また、■■■■君が男子生徒Aのほほをビンタした強さは、事情聴取時に、同Aも強いものだったと供述し、■■■■君自身も清水教諭にビンタしたときの真似・再現をしたとき強い調子で手を振っていたことから、強かったものと認められるものである。

10 求釈明18について

本求釈明にかかるような男子生徒Aの認識まで聴取していないが、同Aとしては、なぜ殴られるようなことをされないといけないのかという思いはあったのだろうと推認される。

11 求釈明19について

男子生徒Aの認識であるとともに、事情聴取時に■■■■君自身も、「男子生徒Aが滑稽だったので、にやにやしていた」と供述していたものである。

12 求釈明20について

本求釈明にかかるような男子生徒Aの認識まで聴取していないが、同Aとしては、教室の授業の邪魔にならないように外へ出ようとしていたものであろうし、外ではなぜ殴るのかを問い質そうとしていたものであろうと思われる。

13 求釈明21について

男子生徒Aは■■■■君を教室の外へ引きずりだそうとしていたものである。

14 求釈明22について

林講師は、男子生徒Aと■■■■君が組み合っているように見えたのでケンカをしているように思い、二人に注意したものである。

15 求釈明23について

本求釈明のとおりである。

16 求釈明 24、25について

松井教諭は、■■■■君と男子生徒Aが組み合っけてケンカをしているように見え、詳しい事情は把握しておらず、芝田教諭に対し「ケンカがあったようだから、詳しく事情を聞いて」と依頼したものである。

17 求釈明 26について

本件に関する資料等は、乙10～乙14などである。

18 求釈明 27、28について

平成27年4月から本件までの間に1年生によるケンカは発生していないが、清水教諭は、入学して学校に慣れ始め、気のゆるみが出始めているということを書いてきたものである。

19 求釈明 29について

生徒指導当番とは、生徒指導部の校務分掌を受け持つ教員で、何か生徒に問題行動等があったときに、当該当番の時間に事情聴取その他の対応をする教員である。

20 求釈明 30、31について

芝田教諭もまだ詳しい事情を把握していなかったため、太田教諭に対し、1年2組でケンカがあったようだということを伝えたものである。

30 求釈明 32について

本件高校では、生徒に問題行動等があった場合は、生徒指導部の教員に連絡をとり連携して対応することになっている。芝田教諭は教務部の教員であり、太田教諭は生徒指導部の教員だったので、芝田教諭は太田教諭に事情聴取等の対応・応援を依頼したものである。

31 求釈明33、34について

芝田教諭は1年次職員室から、生徒指導室にいた太田教諭に内線連絡をとり、清将君を連れていた芝田教諭と、生徒指導部室からやってきた太田教諭、男子生徒Aの聴取をいったん行ったあと■■■■君から事情を聞こうとやってきた清水教諭が小会議室前で合流した。太田教諭は先に男子生徒Aの話の聞きに行った後、すぐに小会議室に戻ってきた。この時点でまだ■■■■君への事情聴取は始まっていなかった。太田教諭は、男子生徒Aが1年次職員室を訪ねてくるかもしれないこと、自分と清水教諭という2人の生徒指導担当教員がいることから、1年次職員室の当番（電話対応や遅刻者対応などの業務を担当する）である芝田教諭に1年次職員室での待機を依頼したため、芝田教諭は1年次職員室へ戻った。

そのため、■■■■君から事情聴取をしたのは、太田教諭と清水教諭の2人であり、3人ではない。

なお、生徒からの事情聴取は2人の教員で行うのが原則なので、■■■■君からの事情聴取の態様はごく通常の態様である。

32 求釈明35について

清水教諭は、■■■■君の事情聴取の際の様子から真面目な生徒であるとの印象を抱いたものである。

33 求釈明36について

被告準備書面(1)の4頁下から5行目及び同3行目の「正しい姿勢になるように座らせようとした」との記述はそのときの状態を説明したものであり、事情聴取の当初の時点では、まだ男子生徒Aが隣席の女子生徒の方へ身を乗り出すような姿勢で女子生徒の手を握っていたという話は出ておらず（被告準備書面(1)7頁ク参照）、男子生徒Aは、自分は何もしていないのに、突然■■■■君が何も言わずに、頭を叩いてきたり、襟をつかんで後ろへ引っ張ったり、無視をして女子生徒と話を始めたら、もう一度襟をつかんで後ろへ引っ張ったりし、振り向いたときに突然ビンタをされたと述べていたので、清水教諭は、男子生徒Aが何もしていないのに、■■■■君が殴るわけがないはずだと考えていたもので

ある。

34 求釈明37について

清将君が笑ったということは、事情聴取の中で確認しているが、メモには記録していない。

35 求釈明38について

清水教諭は■■■■君に対し、事情聴取のときに、なぜにやにやしていたのかを尋ねているが、■■■■君は、「特に意味はなく、滑稽だったから」と応えていたものである。清水教諭が清将君に対し、どのように男子生徒Aに手を出したのかを尋ねると、■■■■君が突然「じゃあ失礼します」と言って手を振り上げ、清水教諭をあたかも殴ろうとするような素振りをし、清水教諭が驚いてとっさに顔をよけたというようなこともあり、清水教諭は■■■■君がにやにやしたという点についてそれ以上に追及はしなかったものである。

36 求釈明39について

■■■■君が、じゃれあっていた延長で男子生徒Aをビンタするなどした旨述べていたのは事実であるが、それは虚偽の供述だったものであるため（そのあとの聴き取りにおいて■■■■君と男子生徒Aはじゃれあうような関係にはなかったことが判明している）、教員らは、本件当日の事実経過を理解してもらう上で省略してよい細かな事実関係の部類に入るにすぎないものと思っていたことや、■■■■君の遺族の心情への配慮から、言及しなかったものである。

37 求釈明40について

前記第2・33で述べたとおり、事情聴取の当初の時点では、まだ男子生徒Aが隣席の女子生徒の方へ身を乗り出すような姿勢で女子生徒の手を握っていたという話は出ていなかったものであり、■■■■君のじゃれあっていた延長で男子生徒Aをビンタするなどしたと述べていたことが直ちに不自然・不整合だと認識された状況ではなかったものである。

38 求釈明 4 1、4 2 について

教員が生徒に対し他の生徒をビンタするなどした状況の説明を求めたときに、生徒が教員に向かって教員相手に手をあげて実演しようとするのは、ふつうは無い。しかし、本件においては、■■■■君は、失礼しますと言って、清水教諭に向かって、突然勢いよく手を振り上げたのであり、清水教諭は殴られると思ってとっさに顔をよけたような状況だった。■■■■君は、そのあと、清水教諭に対し、ぎりぎりですめたらよいと思っていた旨弁解したので、ビンタする素振りをしようとしていたことは理解できたものであるし、■■■■君が他の教員もいる前で理由なく殴りかかる生徒であるなどとみていたわけではないが、そのときの清水教諭の率直な実感や動揺ぶりを含めて表現しようとして被告準備書面(1)のような記述となったものである。

39 求釈明 4 3 について

本求釈明のとおりである。

40 求釈明 4 4 について

男子生徒Aは、■■■■君を廊下へ連れ出そうとして必要な力で引っ張った旨述べていたものである。

41 求釈明 4 5 について

本求釈明にかかる部分は、本件当日の事実経過を理解してもらう上で省略してよい細かな事実関係の部類に入るにすぎないものである等と考えていたものである。

42 求釈明 4 6、4 7、4 8、4 9 について

前記第 2 の 3 3 及び 3 7 で述べたとおりである。

43 求釈明 5 0 について

中学校の教員の評価・表現である。

44 求釈明5 1について

清水教諭が担当者として中学校の教員から直接に話を聞いたものであり、太田教諭は中学校の教員から直接聞いた立場ではなかったため、応えるべきかどうか分からなかったためである。

45 求釈明5 2について

前記第1・3で述べたとおり、男子生徒Aは右隣の女子生徒に対して話しかけていたが、同女子生徒が「勉強しているから待って」と言うと、同Aは右横を向き体を乗り出すようにして女子生徒の手を握り、静かに待っていた。■■■■君はそのような同Aの頭部を軽くたたき、無視する同Aの襟をつかんで左斜め後方へ引っ張り席に正しい姿勢で座らせようとしたが、同Aはそれも無視して女子生徒と話を始めた。■■■■君は再度同Aの襟をつかんで左斜め後方へ引っ張った。そのとき同Aが■■■■君の方を振り向いて「なに？」と問いかけたあと、■■■■君は何も言わずに同Aの左ほほを強くビンタしたという状況だったものである。

46 求釈明5 3について

男子生徒Aは、本件当日2時間目の授業中、■■■■君にビンタされるなどする前には、立ち歩いてはいない。

47 求釈明5 4について

男子生徒Aは、隣席の女子生徒の足を触っていたのではなく、腿の上に置いていた女子生徒の手を握っていたものである。

48 求釈明5 5について

本求釈明にかかる部分は、教員らがようやく■■■■君が男子生徒Aをビンタするなどした理由を把握したという部分であり、そのときに付随的に■■■■君に対し発言・説諭したことというのは、本件当日の事実経過を理解してもらう上で省略してよい細かな事実関係の部類に入るにすぎないものである等と考えていたものである。

49 求釈明56について

清水教諭らは、当然のことながら、他人の問題行動に対し見て見ぬ振りをしてろなどと指導したのではなく、他人の問題行動に対して何があっても暴力で対応することはよくないということを伝えようとしたものである。

50 求釈明57について

教員が入れ代わり立ち代わり質問をしたというようなものではない。

被告準備書面(1)で説明しているとおおり、三辻教諭は、■■■■君に対し反省文のシートを渡しに行ったり、反省文に書くべき項目のメモを渡すなどしたりしたものである。

古井教諭は、生徒指導主事であることから、■■■■君と男子生徒Aとの授業中のトラブルのことを聞いて、■■■■君と話をしようと小会議室へ行き、話のきっかけとして、なぜ男子生徒Aにビンタしたのかと切り出し、やりとりをしたものである。

小野教諭は、太田教諭から生徒指導部会に出席している間■■■■君の様子を見ておいてほしいと要請されたことから(この点、被告準備書面(1)の11頁(15)を訂正する)、■■■■君のところへ行ったものであり、食事をとったか、飲み物が欲しくないかなどを尋ねたあと、やはり話のきっかけとして、男子生徒Aにビンタするなどした理由について尋ね、やりとりしたものである。

51 求釈明58について

本求釈明の趣旨が明らかでないが、質問がある場合やトイレに行く場合は1年次職員室にいる教員に声をかけるようにとの指示をしていたものであるが、その1年次職員室にいる教員に声をかけるときには小会議室から出ることができし、例えば腹痛で緊急にトイレに行く必要があるときには小会議室から出てトイレへ行けばよいし、あるいは、監視しているわけではないので、小会議室から黙ってトイレに行くこともできたものであり、何ら監禁等のような状態だったものではないものである。

52 求釈明59について

府教育委員会事務局の松野の説明は、一般的に、トイレに行く場合は、他の生徒と出会ってからかわれたりしないようにとか、どこに行ってしまったかわからないことにならないように、見守りのための付添を行っているというものである。当初から説明しているように、本件高校において、問題行動を起こした生徒に小会議室等で振り返りシートや反省文を書かせるなどするとき、質問がある場合やトイレに行く場合などに職員室にいる教員に声をかけるようにと指示しているのは、監視ではなく、あくまで見守りや保護のための措置であって、松野の説明と矛盾しない。

53 求釈明60について

本件では、■■■■君が男子生徒Aに対しビンタをするなどしたため、男子生徒Aが■■■■君にビンタを仕返したという事案である。男子生徒Aが授業中に女子生徒の手を握るなどしているのは当然許されることではないが、そうであっても、■■■■君が取るべきだったのは、そのことについて口頭で注意を促すとか、担当教員等に言って指導してもらうことなどだったのであり、男子生徒Aに対し暴力をふるってやめさせるなどということは全く許されないことである。そのようなことは、一般に自明である。清水教諭が、酔っ払いが他人に迷惑をかけている場合の話をしたのは、どういう理由があっても暴力を振るうことはいけないことを伝えようとした例え話であり、一般にそのようなことは十分に理解できるものである。したがって、恥ずかしい話であるはずがないものである。

54 求釈明61について

太田教諭が■■■■君と一緒に教室へ荷物を取りに行ったのは、一緒に行動をとる（寄り添う）ことで■■■■君との信頼関係をより深めていこうとするためだったものであるし、また他の生徒と出会ってからかわれるなどすることを防ぐためでもあったものである。

55 求釈明62、63について

古井教諭は、生徒指導主事であり、■■■■君と男子生徒Aとのトラブル・暴力

行為があったということは聞いていたが、授業を行っていたため詳細は聞いていなかった。そこで、直接■■■■君と話をしようと小会議室へ行き、話のきっかけとして、なぜ男子生徒Aにビンタしたのかと切り出し、やりとりをし、必要な指導も行ったものである。生徒指導担当などの教員複数が問題行動を起こした生徒と関わって話をし、必要に応じ指導も加えるということは、何ら問題ではなく、古井教諭の行為が嫌がらせなわけがないものである。

56 求釈明64、65について

前記第2・53でも述べたとおり、古井教諭らは、暴力で解決するのではなく、コミュニケーションをもって話し合いや他の教員らとの協力による解決の仕方を考えるように指導していたものであり、この社会通念に合致した自明の指導をしていたことが、学校側の責任を棚に上げているとか、■■■■君を糾弾するものであるとか、無責任な対応などといわれる理由が理解できないものである。

57 求釈明66について

古井教諭は清将君の発言を、小会議室を出た後に、清水教諭に対し伝えた。また、太田教諭は5・6時間目に授業を行っていたため、古井教諭は6時間目終了後の年次集会前に太田教諭に対し伝えたものである。

58 求釈明67について

古井教諭は、■■■■君が動揺しているとは思わなかったが、その発言にはびっくりしたものである。

59 求釈明68について

清水教諭は小会議室へ来たときに、■■■■君の古井教諭に対する発言について、古井教諭から聞いて知っていたと思われる。

60 求釈明69について

古井教諭は前記第2・57の清水教諭に伝えたときに、■■■■君が男子生徒A

の授業態度の悪さからビンタするなどしたということを聞いており、午後2時頃小会議室へ行ったときそのことを知っていたと思われる。

61 求釈明70について

古井教諭は、学校の都合などではなく、■■■■君が机に伏せていたことから、そのようなことをしていずに早く反省文を書くようにと促したものである。

62 求釈明72について

前記第2・56のとおりである。

63 求釈明73について

男子生徒Aの振り返りシート及び反省文は、それぞれ乙7、乙8及び乙9である。

64 求釈明74について

太田教諭は、6時間目終了後年次集会前に体育館で聞いたものである。

65 求釈明75、76について

振り返りシートは、細分化された質問項目に一つ一つ答えさせていく中で、自己の問題行動を振り返らせるためのものである。反省文は、振り返りシートによって自己の問題行動を振り返った中で、自由な構成や自分の言葉で思うように記述させ、当該生徒の気持ちを確認し、反省を促し徹底させていくためのものである。

三辻教諭は当然そのことを理解した上で、ただ、反省文の作成が進まない清将君のために、振り返りシートをふまえた反省文の構成例を示したものである。

66 求釈明77について

太田教諭がトイレに付き添うため出ようとした時、三辻教諭が小会議室に入ってきたので、三辻教諭に■■■■君のトイレに付き添ってもらったものであり、「補導委員会へ出席する」ということは言っていないものである。

67 求釈明78について

補導委員会参加者は、伊藤教頭、古井生徒指導部長、小野教諭、太田教諭、福井康教諭、清水教諭、東教諭、三辻教諭（なお三辻教諭は■■■■君のトイレに付き添った後補導委員会へ参加した）、近藤講師、山内講師、大野教諭、八島教諭、西山教諭。

林講師は参加していない。

68 求釈明79について

林講師は、本件当日の2時間目の授業が終わった後の休憩時間に、三年次職員室で口頭で朝川教頭に報告し（なお、朝川教頭はその報告内容を補導委員会メンバーの伊藤教頭に伝えている）、後日、朝川教頭に対し事情確認書を提出したものである。

69 求釈明80、81、82について

小野教諭は、6時間目に古井教諭から概要は聞いており、補導委員会でも内容を聞いていた。

ただ、小野教諭は、1学年の学年主任として、■■■■君を理解し今後の学校生活に向けて支援していくため、■■■■君本人から、何があったのか、男子生徒Aとの関係を確認しようとして、「男子生徒Aから何かされたか、男子生徒Aに対する不満があるか」「男子生徒Aをなぜ叩いたのか」等と尋ね、やりとりしたものである。

また、小野教諭が「これまでもそのようなことはあったのか」と尋ねたのは、過去から同じことを繰り返しているならば今後カウンセリング的なサポートが必要になるという思いから、そのように尋ねたものである。

70 求釈明83、84について

小野教諭が、■■■■君が「僕はもうきっと退学になって・・・」と言っていたと述べていたのは、勘違いによるものだったものである。

小野教諭は、■■■■君がそのように述べていたときも、口調や表情から落ち着

いているように見えたものである。

71 求釈明85、86について

小野教諭が■■■■君に対し「そんなことはないよ、今回の指導を受けたら戻れるよ」と述べたのは、■■■■君が学校生活に戻れない可能性があるなどという逆説的なことを示唆したものであるはずがなく、言葉のとおり、学校生活にちゃんと戻ることができるよと励ましつつ、反省文を書くことを促そうとしていたものである。

なお、ここで小野教諭が「今回の指導を受けたら」と言ったのは、具体的な何かの指導措置等を念頭において言ったというものではないものである。

72 求釈明87、88、89について

小野教諭は、授業等の用務があったため、■■■■君の作成した振り返りシートは読んでいなかったものである。

73 求釈明90について

6時間目の後のショートホームルームが終わる時刻(午後3時20分頃)より遅くなっていたためである。

74 求釈明91について

太田教諭は■■■■君に対し、反省文の残りを家で書けるかどうかについて確認している。このまま残って書くかどうかの確認はしていない。

75 求釈明92について

小野教諭は、反省文を書き出したのを確認したが、ちらちらと小野教諭の方を見るので、「私がいると書きにくい？」と聞いたら、「はい。」と答えたので出てきたことを、太田教諭に伝えたものである。

76 求釈明93、94について

太田教諭は小野教諭から、■■■■君が「僕は停学になって学校には戻れないか

もしれませんね」などと言ったということは聞いていない。

77 求釈明95について

太田教諭と■■■■君とのやりとりの中で、■■■■君が男子生徒Aに対し手を出したことがいけなかったことだと認めていたことと、「自分が変われたらいいですね」と述べていたことなどから、反省もしているし、突発的に手を出すなどするところを変えたいとする意思があるものと確認したものである。

78 求釈明96について

下校間際でペンが進んでいたことと、■■■■君の書いている様子を見てみると、ペンが止まったのは漢字を書こうとしているところで、その付近を消すなどしていたところから、きっちりと書きたいのだろうなと思われたことから、家で漢字などを調べながら書き進めていくことができると思ったものである。

79 求釈明97について

母親に伝えて欲しくなさそうな表情に見えたものである。

80 求釈明98について

太田教諭は、■■■■君の表情が少し曇ったように見えたとき、どうしたのかと尋ねたが、■■■■君は答えなかった。そこで、太田教諭は、母親に対して自分がダメだと思ったことを伝え、変わろうとしていることを伝えると、母親も協力してくれるはずだと話したものである。

81 求釈明99、101について

太田教諭は、■■■■君が少し動揺していると思ったので、変わろうと考えられるだけで成長なので、まずそこを目指そうと声をかけたところ、■■■■君の表情が和らぎ、曇った表情が消え、少しだが笑顔も見えたものである。

82 求釈明100について

■■■■君の発言や振り返りシートの中に母親に迷惑をかけてしまうとあったこ

とや、問題行動を起こすと保護者にも迷惑をかけてしまうことになるのはごくふつうの発想であることから、太田教諭はそれをふまえて、自分が変わって行こうとすればそれは成長であり、母親にとって迷惑などではなくなるのだと述べていたものである。

83 求釈明102について

君の表情が和らいだ後でもあり、また忘れ物がないか机の周りをテキパキと確認し、足取りも重そうではなく、「さようなら」としっかりとした口調で言っており、元気な様子で下校していったものである。

84 求釈明103について

乙1から乙6である。

85 求釈明104について

停学処分は、校長が決定するものであり、本件当日にはまだ決定はされていない。本件当日には、補導委員会としての懲戒処分に対する意見が出されたというものである。なお、反省文の内容は、処分の程度に影響しないものである。

86 求釈明105、106、107について

通常、反省文の提出がなければ、停学処分には入らない。その場合は、何らかの形で反省文が書けるように指導することになると思われる。

君が反省文を週明け月曜日に提出しないということは想定し難いが、万一そのような場合だったならば、別室などで反省文を書くよう促し指導したかもしれない。

君が反省文を月曜日に提出した場合は、月曜日に校長が停学処分を決定し、保護者と日程調整して火曜日以降に申し渡しの日時を設定したものである。

87 求釈明108について

平成27年5月18日～28日である。

88 求釈明109について

家庭連絡票に、携帯電話への連絡は19時以降、家への連絡は21時以降と記載されていたため(乙26)、19時を待ったものである。

89 求釈明110について

太田教諭は学校を出ていたためである。

90 求釈明111について

乙27である。

91 求釈明112について

■君の住所、家族構成、保護者名、連絡先、下校時刻、普段の様子、欠席状況、最近の様子で変わったことがあったか(同級生とトラブルになったこと、トラブルのあった授業時間、その授業の担当教員名、授業の様子、その後の動き、別室の場所、気になる様子の有無)、いじめがあったかどうか(■君本人もいじめは否定しており、いじめはなかったと説明)などについて説明した。

92 求釈明113について

大阪府警察本部から、なぜ警察官氏名を明らかにする必要があるのか理由を明確にするよう要請があった。原告においてこの点が明確にされれば、あらためて府警察本部に照会する予定である。

以上

年 度	平成28年度	文書番号	教高 第3718号
受 領 日		起 案	高等学校課
起 案 日	平成 29年 2月 3日		高等学校/生徒指導グループ
決 裁 日	平成 29年 2月 8日		主 査 中田 博之
施 行 日	平成 29年 2月 8日		(電話番号:)
処理期限	平成 年 月 日	公 印	公印不要
分類記号	S-00-00	校 合	
簿冊番号	102-1	保存期間	長期(35年)
簿冊名	訴訟関係		
公 開 用 簿冊件名	訴訟関係		
保存満了日	令和 34年 3月 31日		
文書題名	平成28年(ワ)第3126号 損害賠償請求事件の証拠説明書等の提出について		
公 開 用 文書題名	平成28年(ワ)第3126号 損害賠償請求事件の証拠説明書等の提出について		
決 裁 関 与 者	奥野 憲一 [教委総務/広報・議事グループ] [課長補佐] 平芳 幸子 [教委総務/広報・議事グループ] [主査] 高取 秀夫 [教委総務/広報・議事グループ] [主査] 松田 正也 [高等学校課] [課長] 藤井 光正 [高等学校課] [参事] 松野 良彦 [高等学校/生徒指導グループ] [課長補佐] 三宅 恭子 [高等学校/生徒指導グループ] [主査]		
関 係 者			

標記事件に係る証拠説明書及び乙28号証を、次案により大阪高等裁判所に提出してよろしいか。

伺い文

添付文書情報

添付文書名

種別

【提出】大阪府 VS ■■■ 証拠説明書（追加説明）.docx

電子

【提出】大阪府 VS ■■■ 証拠説明書（乙28）.docx

電子

施行先

施行方法

その他

備考

平成28年(ワ)第3126号 損害賠償請求事件

原告 外1名

被告 大阪府

証 拠 説 明 書 (乙第2、第3、第6、第21号証の追加説明)

平成29年2月9日

大阪地方裁判所

第25民事部 合議2係 御中

被告訴訟代理人

弁護士 俵 正 市



同 井 川 一 裕



被告指定代理人

大阪府職員 中 田 博 之



同 三 宅 恭 子



同 高 取 秀 夫



同 平 芳 幸 子



書証 番号	証拠の標目	作成 年月日	作成者	立証趣旨等
2	補導委員会記録 (君) (写)	平成 27 年 5 月 15 日	古井成知 教諭	補導委員会の出席者のフルネームは次のとおりである。伊藤雅司教頭、古井成知教諭、福井康一教諭、清水耕介教諭、三辻亮平教諭、大野貴史教諭、西山聡一教諭、近藤菜穂講師、東一也教諭、山内康平講師、小野恵智子教諭、八島伸行教諭、太田憲央教諭。なお、乙 2 及び乙 3 の出席者として記載されている西野講師は、出席しておらず、記載誤りである。
3	補導委員会記録 (男子生徒 A) (写)	平成 27 年 5 月 15 日	古井成知 教諭	男子生徒 A については、停学処分期間中の中間検査の日は検査を受験させる関係上、処分の効力を停止し、停学処分を実施した日数にはカウントしなかった。停学処分を実施した日は、5 月 18 日、19 日、26 日(検査終了後反省指導を実施)、27 日、28 日の 5 日間である。
6	懲戒の報告(総括表)(写)	平成 27 年 10 月 16 日	古井成知 教諭	乙 2 1 の 1 枚目の 2 つめの黒塗り部分には、男子生徒 A の名前とその兄が東住吉総合高等学校に在籍している旨の記載がなされているものである。
2 1	1 年次()の対応について(校長室にて(5 月 16 日土)) (写)	平成 27 年 5 月 17 日	朝川裕之 教頭	

※ なお、11 月 30 日の前日期日において原告ら訴訟代理人から質問のあった本件事故の男子生徒 A への説明については次のとおりである。本件事故発生当時は、ご遺族の希望のとおり 君は転校したと生徒に伝えた。平成 28 年 5 月 18 日に新聞報道があったことから、翌日に全校集会で 1 年から 3 年の生徒に本件事故について伝えた。そのときには男子生徒 A は退学しており、本件高校から男子生徒 A には本件事故のことを伝えていないが、平成 28 年 11 月 19 日に、男子生徒 A の両親に対し男子生徒 A の反省文等を証拠提出するための同意を得るため説明に行ったときに、あわせて本件事故及び裁判のことについて説明した。

平成28年(ワ)第3126号 損害賠償請求事件

原告 [REDACTED] 外1名

被告 大阪府

証 拠 説 明 書 (乙第28号証)

平成29年2月 9 日

大阪地方裁判所

第25民事部 合議2係 御中

被告訴訟代理人

弁護士 俵 正 市



同 井 川 一 裕



被告指定代理人

大阪府職員 中 田 博 之



同 三 宅 恭 子



同 高 取 秀 夫



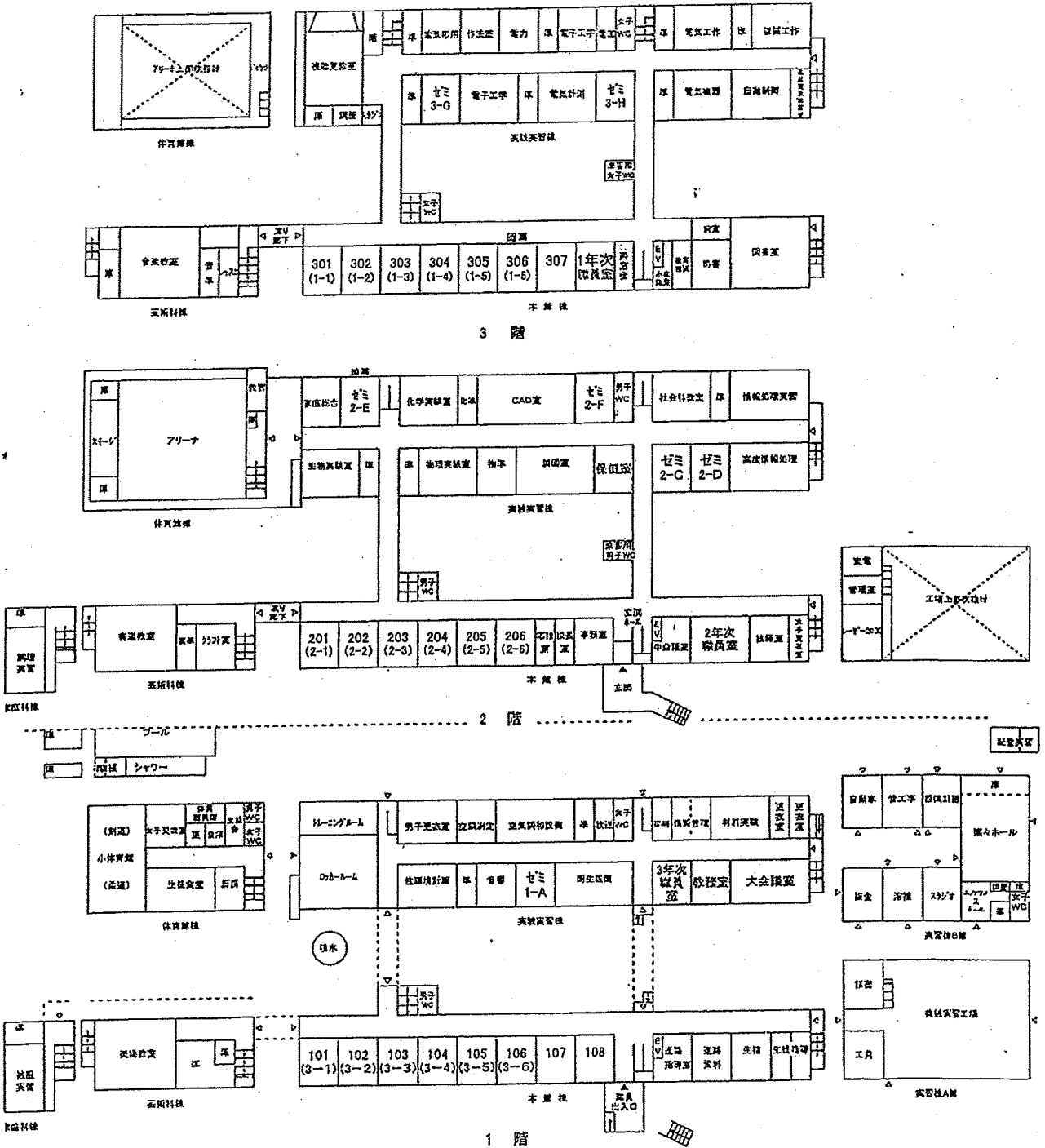
同 平 芳 幸 子



書証 番号	証拠の標目	作成 年月日	作成者	立証趣旨等
28	建物平面図(写)	平成27年4 月	大阪府立 東住吉総 合高等学 校	本件高校における1年次職員室、同窓 会室、小会議室の位置等。

(平成27年4月)

□ :HR教室



年 度	平成29年度	文書番号	教高 第1156号
受 領 日		起 案	高等学校課
起 案 日	平成 29年 4月 5日		高等学校/生徒指導グループ
決 裁 日	平成 29年 4月 6日		主査 内田 吉彦
施 行 日	平成 29年 4月 6日		(電話番号:)
処理期限	平成 年 月 日	公 印	公印不要
分類記号	S-00-00	校 合	都築 則一
簿冊番号	100-1	保存期間	長期(35年)
簿冊名	訴訟関係		
公 開 用 簿冊件名	訴訟関係		
保存満了日	令和 35年 3月 31日		
文書題名	大阪地方裁判所 平成28年(ワ)第3126号の指定代理人の変更について		
公 開 用 文書題名	大阪地方裁判所 平成28年(ワ)第3126号の指定代理人の変更について		
決 裁 関 与 者	松田 正也 [高等学校課] [課長]		
	藤井 光正 [高等学校課] [参事]		
	城 行正 [高等学校/学校経営支援グループ] [課長補佐]		
	松野 良彦 [高等学校/生徒指導グループ] [課長補佐]		
関 係 者	笠井 博 [高等学校/生徒指導グループ] [主査]		

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">伺い文</p>	<p>標記訴訟事件について、指定代理人を案のとおり変更してよろしいか。</p>	
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">添付文書情報</p>	<p>添付文書名</p>	<p>種別</p>
	<p>(東住吉総合) 指定代理人の変更について.doc</p>	<p>電子</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">施行先</p>	<p>教育総務企画課長</p>	
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">施行方法</p>	<p>その他</p>	
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">備考</p>		

教 高 第 号
平成 2 9 年 4 月 日

教育総務企画課長 様

高 等 学 校 課 長

指定代理人の変更について（依頼）

下記事案について、指定代理人を変更する必要が生じたので、変更手続きをお願いします。

記

1 事案の概要

- 事件番号 大阪地方裁判所 平成28年（ワ）第3126号
- 当事者
 - 原告 [REDACTED] 外1名
 - 被告 大阪府
- 概 要 別紙のとおり

2 指定代理人の指定すべき職員

	所 属	職	氏 名
旧	高等学校課	総括主査	中田 博之
	高等学校課	主任指導主事	三宅 恭子
新	高等学校課	総括主査	内田 吉彦
	高等学校課	主任指導主事	笠井 博

3 変更する理由

職員の異動により、指定代理人を変更する。

年 度	平成29年度	文書番号	教高 第1472号
受 領 日		起 案	高等学校課
起 案 日	平成 29年 5月 1日		高等学校/生徒指導グループ
決 裁 日	平成 29年 5月 2日		主査 内田 吉彦
施 行 日	平成 29年 5月 2日		(電話番号:)
処理期限	平成 年 月 日	公 印	公印不要
分類記号	S-00-00	校 合	
簿冊番号	100-1	保存期間	長期(35年)
簿冊名	訴訟関係		
公開用簿冊件名	訴訟関係		
保存満了日	令和 35年 3月 31日		
文書題名	平成28年(ワ)第3126号 損害賠償請求事件の準備書面の提出について		
公開用文書題名	平成28年(ワ)第3126号 損害賠償請求事件の準備書面の提出について		
決裁 関与者	奥野 憲一 [教総務/広報・議事グループ] [課長補佐]		
	高取 秀夫 [教総務/広報・議事グループ] [主査]		
	松田 正也 [高等学校課] [課長]		
	藤井 光正 [高等学校課] [参事]		
	松野 良彦 [高等学校/生徒指導グループ] [課長補佐]		
	笠井 博 [高等学校/生徒指導グループ] [主査]		
関係者	北野 恵 [教総務/広報・議事グループ] [一般職員等]		

標記事件に係る準備書面（案）を大阪地方裁判所に提出してよろしいか。

伺い文

添付文書名

種別

290502大阪府 VS ■■■■■ 準備3 弁護士提出（案）.docx

電子

添付文書情報

施行先

施行方法

その他

備考

平成28年(ワ)第3126号 損害賠償請求事件

原告 [REDACTED] 外1名

被告 大阪府

被告準備書面(3)

平成29年5月2日

大阪地方裁判所

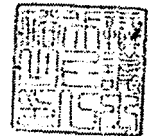
第25民事部 合議2係 御中

被告訴訟代理人

弁護士 俵 正 市



同 井 川 一 裕



被告指定代理人

大阪府職員 内 田 吉 彦



同 笠 井 博



同 高 取 秀 夫



同 北 野 恵



(原告ら第2・第3準備書面について)

1 求釈明114について

本件当日(平成27年5月15日)の2時間目には、男子生徒Aが授業中に立ち歩いたり大きな声で話したりするなどして授業の邪魔をしていた事実はない。

男子生徒Aの振り返りシート及び反省文に授業中に立ち歩いたり大きな声で話したりしていた旨の記述はあるが(乙7、8)、これは教員が日ごろの授業態度を見直すよう説諭したことから、日ごろ注意されていたことをふまえて記述したものと思われるものであり、本件当日の2時間目には、実際にはそのような行為は無かったものである。

2 求釈明115について

本件当日の2時間目には、男子生徒Aが授業中に立ち歩いたり大きな声で話したりするなどして授業の邪魔をしていた事実はない。

なお、本件当日以前の英語の授業において、林講師は、男子生徒Aが授業中に立ち歩いたり大きな声で私語をするなどしたりしたときは、男子生徒Aに対し注意をしている。そして、男子生徒Aは、注意を受けると、素直に自席に戻ったり私語もやめたりしていたものであり、授業進度が遅れるなどの状況も無かった。したがって、林講師が授業のコントロールができていないなどという状況は無かったものである。

3 求釈明116、117について

本件高校は、問題行動をした生徒に反省文を作成させることにより、当該問題行動に対してどのように考えているのか、今後の学校生活に対してどのように思っているのか、どのように頑張っていこうと思っているのかなどを確認し、懲戒処分実施中などの指導の基礎としたり役立てたりしようとしている。例えば、反省文の内容から当該生徒の気づいていないことや、認識不足のことなどを把握して、懲戒処分実施中などにそのことについて話をするなどしている。

そして、停学処分の場合、その最後に、停学期間を受けての反省文を作成さ

せ、当該問題行動についての反省だけでなく、停学期間中に感じたこと、改めて考えたことなどについても記述させ、指導内容を理解しているかどうかなどを確認している。

4 求釈明118について

太田教諭は、■■■■君に対し「これからの動きは、今日家に電話してお母さんに伝えます。お母さんにも後日学校に来てもらわないといけなくなるかもしれないから、先生からも伝えるけど、自分の口で今日学校であったことと、反省していることと、変わろうと思うことを伝えるんやで」などと話したところ、■■■■君の表情が少し曇ったような感じだったことや、停学処分の言渡し時には保護者に来校してもらうのが通常であることなどから、■■■■君自身も停学処分になるのではないかと感じていたかもしれないと思い、「近いニュアンスで言ったかもしれない」と回答したものである。

5 求釈明119について

■■■■君については、出身中学校からは、中学校での指導により今後はトラブルを起こすことは無いだろうと言われていた。

男子生徒Aについては、出身中学校の訪問時には具体的な情報提供はなかった。(入学後に、本人と保護者から、「迷惑をかけるかもしれない」との申し出があったものである。)

また、2組の他の生徒についても、不良グループの生徒などというような者はいなかった。

したがって、クラス編成を行った平成27年3月末時点で、2組には大きな問題をかかえている生徒はいないと認識していたものである。

6 求釈明120～122について

求釈明114、115と同じ。

7 求釈明123について

男子生徒Aが女子生徒の手を握っていたことは、授業を受ける態度として容

認されるものではないが、林教諭は机間指導していて、それが目に入っていなかったものであり、他に男子生徒Aが授業を妨害しているような状態もなかったため、授業妨害をしていたとか、授業が成立していなかったとはいえないとされているものである。

8 求釈明124について

目的自体は正当であるし、清水教諭や太田教諭も■■■■君に対し■■■■指導時に、「授業中にうるさくしているクラスメイトに静かにするように注意することは良いことだ。しかし、そういう場合は口頭で注意したり担任や教科担当者に相談等したりすべきであり、暴力で制止するべきではない」などと話しているものである。

9 求釈明125について

太田教諭と清水教諭が■■■■君から事情聴取をしていたとき、清水教諭が■■■■君に「笑ってたんか？」と聞くと、■■■■君が「滑稽だったので…」と答えたのは事実である。

乙11は時系列のメモであり、■■■■君が男子生徒Aに対し笑っていた（にやにやしていた）のが両者の共通認識だったことから、そのことを書き留め、それ以上には記載しなかったものである。

10 求釈明126について

■■■■君が教員からの事情聴取に対し虚偽の供述をしていたという話を■■■■君の遺族に知らせることについて、ためらう気持ちがあったものである。

11 求釈明127について

■■■■君が清水教諭に対してビンタする「素振りだったこと」が分かったのは、あとの■■■■君の言葉・弁解で分かったということであり、■■■■君が手を振り上げたときは、清水教諭は本当に殴られる感じがしたものである。

そして、補導委員会では、■■■■君が男子生徒Aをビンタした理由がわかるまでの経緯を伝えるためと、これまで見てきた生徒にはない変わった様子がある

ことを伝え、教員間で情報共有して、今後の指導の一助とするために説明したものである。

1 2 求釈明128について

■■■■君の中学校3年生時の担任である。

1 3 求釈明129について

生徒によっては話をしやすい教員やそうでない教員などがあり、生徒間トラブルについては表面的に理解するだけでは足りないこともありうる中で、複数の教員が関わって生徒から事情を確認したり指導を行ったりすることは通常のことであり、問題がないことである。そして、繰り返し、問題行動について聴き、その改善に向けて指導を重ねていくものなのであるから、問題行動の動機や事情を聴くなどするときには生徒が苦痛だから聴かないで済ませるというようなことではないものである。

1 4 求釈明130について

古井教諭の記憶は明確ではないが、古井教諭は、本件当日の午前は授業が詰まっていた関係で、午後1時頃に■■■■君と話をしたときには、■■■■君が男子生徒Aをビンタするなどしたことの動機は聞いていなかったものと思われる。

1 5 求釈明131について

古井教諭は、■■■■君から当該発言が出るとは思っておらず、びっくりしたが、■■■■君本人は至って冷静に話をしていた印象である。

1 6 求釈明132について

清水教諭は、午後1時15分より後に小会議室へ行った時点において、古井教諭から■■■■君の発言を聞いて知っていたとは思われるが、記憶として必ずしも明確ではないものである。

1 7 求釈明133について

古井教諭は、午後2時頃に小会議室へ行った時点では、■■■■君がビンタをしたことなどの動機を聞いて知っていたとは思われるが、記憶として必ずしも明確ではないものである。

18 求釈明134、135について

午後0時45分頃、林講師が3年次職員室に戻って来て、朝川教頭に対し「本日の2限目の授業中、生徒間同志での暴力事象がありました、該当の1年次職員室に行き、現状を確認して来ました。松井教諭から事情確認を行っているところですよと言われました」などと報告し、「2人の生徒の状況は分かりますか？」と聞いた。朝川教頭は、「今、生徒指導部で確認中です。詳しいことはまだ、連絡はありません」と答えつつ、「詳しく事情を聞き取りしたいのですが、先生お時間はありますか？」と尋ねた。林講師が「用事があるので、直ぐに終わりますか？」と応えたため、朝川教頭は「時間がかかると思います」と言い、「分かりました、何かありましたら電話連絡させてもらいます。月曜日に私が詳しくお聞きするので、よろしくお願ひします」などと告げ、林講師が「分かりました」と了解した。

林講師は、このときに事情確認書などは提出しておらず、翌月曜日（5月18日）に乙17を提出した。

19 求釈明136について

小野教諭は、コミュニケーションのとりかたとしてうまく言葉で表現できるようにしていく指導のことを考えていたものである。

20 求釈明137について

■■■■君は小野教諭に対し「僕はもうきっと停学になって・・・」と発言したものであるが、小野教諭は、遺族との面談時に非常に混乱した心境だったため、■■■■君が「僕はもうきっと退学になって・・・」と言ったと、言い間違えたものである。

21 求釈明138について

■■■■君は、とても落ち着いて丁寧な口調や態度で話しており、取り乱しているというような状態でもなかったものである。

2 2 求釈明139について

指摘のとおりである。

2 3 求釈明140について

小野教諭は、本件当時、本件学校着任2年目で、まだ生徒指導担当などしていなかったことから、振り返りシートの存在は知っていたが、その内容の全てを明確に把握していたものではない。

2 4 求釈明141について

小野教諭は、振り返りシートが作成されていたという認識だった。

2 5 求釈明142について

振り返りシートは清将君の手元にはなかった。(■■■■君の手元には、三辻教諭の作成したメモがあった。)(なお、振り返りシートは、■■■■君のものも男子生徒Aのものも、古井教諭が昼休みに回収し、生徒指導室に置いていた。)

2 6 求釈明143について

補導委員会では、事情聴取した教員から説明がなされるし、補導委員会に参加した教員に疑問等あれば質問等をする事ができ、教員はそれで事情等を理解することができるので、補導委員会の前に参加する教員に対して振り返りシート等が回覧されることは通常無いし、本件においてもそのようなことはなかったものである。

2 7 求釈明144について

生徒が自分の処分等について気になってこの後どうなるのかを聞いてくるのはよくあることであるので、小野教諭は、そのことより、■■■■君が反省文を書き出したことを太田教諭に伝えたものである。

28 求釈明145について

指摘のとおりである。

29 求釈明146について

■君が学校に居る間は、教員らは、■君の保護者へ連絡することは考えていなかった。

■君を帰宅させた後、太田教諭は■君の保護者に対しすぐに連絡を入れようとして電話の前まで行ったが、家庭連絡票を開けた際に午後7時以降の連絡を希望していることが記載されていたので、午後7時過ぎに保護者の携帯電話及び自宅の電話をかけたものである（ただし、■君の保護者はそれらの電話に出なかった）。

30 求釈明147について

警察の話では、担当警察官が本件当時のやりとりを明確に記憶していないので、警察官の氏名を控えたいとのことである。

太田教諭と清水教諭はそれぞれ別々に警察官と話をし、警察官が■君は機嫌よく帰宅しているというふうに認められたなどと述べておられたことを記憶しているが、警察官は■君の表情のことを言おうとしていたのではなく、画像全体から■君が特段の異常を示しているような様子ではなかったということをおうとしていたものであると思われる。

31 求釈明148について

男子生徒Aが本件当日の2時間目の授業中に立ち歩いたり大声で話をしたりした事実はない。

なお、■君の男子生徒Aをビンタするなどした動機そのものは、懲戒処分原案の決定に際し考慮していない。

32 求釈明149について

林講師の意見は、懲戒処分原案の決定に際し、踏まえていない。

君が男子生徒Aをビンタするなどしたことにより、林教諭や隣のクラスで授業をしていた松井教諭の授業を中断させ、授業を妨害したことは、林講師の意見を聞くまでも無く事実である。

3.3 求釈明150について

乙5にも記載されているとおり、有期の停学期間は3日、5日、7日又は10日とすることになっているので、本件については、男子生徒Aに暴力を振るい、授業も妨害したことから、対等な生徒間の暴力の停学期間3日の次の厳しい停学期間5日が選択されたものである。(このことは、男子生徒Aについても同じである。)

3.4 求釈明151、151の2について

- (1) 中学時代の担任から聞いていたとおりに、強すぎる正義感からいわゆる不良グループの生徒と何度かトラブルになったことがあるということを説明し、また、君自身が「中学の時から素行の悪い生徒とこういうことが何度かあった。またしてしまった」と述べていたことを説明した。
- (2) 補導委員会の決定により停学期間を規定より短縮することができる場合としては、懲戒規定運用細則(乙5)の6(2)に示されているとおり、学校の全く認知していない問題行動について、その問題行動をした生徒が自主的に本件高校へ申し出たような場合などが想定されているが、ただ、当該問題行動の内容等によっては必ず短縮するというものではないし、また過去に前例もない。

3.5 求釈明152について

太田教諭は、警察官に対し、君と男子生徒Aが喧嘩した、双方が手を出した旨の説明をしている。乙10の2枚目の「その後、騒ぎになって」も、男子生徒Aが怒ってやり返し、騒ぎになったという趣旨で記載しているものであり、乙10と乙15で認識や記載を変えたものではない。

3.6 求釈明153、154について

古井教諭は■■■■君に対し、人をうっとうしく感じてビンタをするなど暴力を振るったことがあるのかどうかを尋ね、■■■■君が「ありました」と答えたことで、過去にそのようなことがあったと考えたものである。

37 求釈明155について

古井教諭は、主観的にうっとうしく感じただけなのか、うっとうしく感じるような客観的出来事があったのかにかかわらず、暴力を振るうことはいけないうことであるということを■■■■君に伝えようとしたためである。

38 求釈明156～159について

補導委員会での説明は、求釈明151に対する回答のとおりである。

小野教諭は■■■■君に対し、素行が悪いなどと思う生徒にたたくなどすることがあったかどうかを尋ね、■■■■君が「はい、中学校でもありました」と答えたことで、中学時代にそのようなことがあった（補導委員会での説明どおりである）と考えたものである。

小野教諭が中学時代の出来事について具体的に聞かなかったのは、今後の指導の中で聞くなどしていこうと考えるなどしていたためである。

39 求釈明160について

乙14は、太田教諭が男子生徒Aからの聞き取りの際にメモしたものである。

40 求釈明161について

乙15は、朝川教頭が太田教諭に聞き取りしながら、その場で口述内容をまとめたものである。

41 求釈明162について

生徒へのアンケート調査は、平成27年5月18日(月)のSHR後すぐに、同月15日(金)第2時間目の「基礎英語総復習」の受講者全員に対して行ったものである。

4.2 求釈明163について

周囲の生徒らにとって、■■■■君が男子生徒Aに対しビンタをするなどし、男子生徒Aが■■■■君にビンタを仕返すなどしたのは、予期せぬ突然のできごとであり、一連の出来事をそれぞれに断片的に見ているものであるし、認識や記憶の混乱等が生じるのもやむをえないところであり、当事者である■■■■君や男子生徒Aからの聞き取り結果（その内容が一致したため補導委員会記録のもととなっている）と異なるところがあってもやむをえないものである。

4.3 求釈明164について

アンケート調査を記名式にしたのは、アンケートの回答内容によっては事情を確認する必要があると考えたためと、無責任な回答を避けるためである。なお、本件については、いじめ調査などと異なり、無記名方式にしないと調査協力が得がたいなどというようなものではない。

4.4 求釈明166、167について

本件は、大阪府教育委員会に対し踏切事故として報告されている。これは、本件高校では、自死かどうかの判断ができないためである。

4.5 求釈明169について

「高校管理運営実務提要」の「II 生徒の転学・休学・退学等」・「6 退学」に、「生徒が死亡した場合には、死亡証明書の写し等客観的に確認できる書類の提出（提出は後日求めるなど配慮を要する）を求めた上、死亡日を退学した日とする」と記載されている。この記載によるならば、■■■■君については、本来ならば、その遺族に対し死亡証明書の提出を求め、死亡による退学として処理することになる。

しかし、本件高校は、過去に生徒が死亡したときに、遺族の心情への配慮の観点から、死亡証明書の提出を求めて死亡して退学したとする取扱いよりも、退学願の提出により退学したという取扱いをしたほうがよいだろうと考え、退学願の提出を求め、その提出を受けており、■■■■君の遺族に対しても同様の対応をとったものである。

なお、原告らは、本件高校が「安全互助会の弔慰金のため」退学願を提出するように求めたなどと主張しているが、それは事実ではない。平成27年5月18日に■■■■君の遺族が本件高校へ来られた帰り際に、■■■■君の祖父が「もう学校へ来ることはない。■■■■のことは転校したことにしてほしい」と言われ、本件高校は学校徴収金の返金処理をする必要もあると考えたことから、退学願の書類のほか、「学校徴収金<返金額>振込口座届」を渡し、後日でよいので送付してほしいと述べたものである。これに対し、■■■■君の祖父は「わかりました」と言って、書類を受領され、その後平成27年6月7日付で退学願と「学校徴収金<返金額>振込口座届が本件高校へ送付されたが、その際に、「死亡弔慰金の申請については貴校におまかせします。」とのメモ書きが同封されていたので、本校で死亡弔慰金の手続きを行い、同月15日付で安全互助会からの死亡弔慰金を指定された口座に振り込んだものである。

46 求釈明170について

本件高校は、男子生徒Aに対し、本件のことは全く伝えていない。

なお、本件高校は、被告が男子生徒Aの振り返りシート及び反省文を本件訴訟の証拠（乙7～9）として提出するにあたり、男子生徒Aの保護者にその同意を求めに行ったとき、同保護者に本件について説明した。

以 上

年 度	平成29年度	文書番号	教高 第2506号
受 領 日		起 案	高等学校課
起 案 日	平成 29年 8月 30日		高等学校/生徒指導グループ
決 裁 日	平成 29年 8月 30日		主 査 内田 吉彦
施 行 日	平成 29年 8月 31日		(電話番号:)
処理期限	平成 年 月 日	公 印	公印不要
分類記号	S-00-00	校 合	
簿冊番号	100-1	保存期間	長期(35年)
簿冊名	訴訟関係		
公 開 用 簿冊件名	訴訟関係		
保存満了日	令和 35年 3月 31日		
文書題名	平成28年(ワ)第3126号 損害賠償請求事件の準備書面の提出について		
公 開 用 文書題名	平成28年(ワ)第3126号 損害賠償請求事件の準備書面の提出について		
決 裁 関 与 者	奥野 憲一 [教総務/広報・議事グループ] [課長補佐]		
	高取 秀夫 [教総務/広報・議事グループ] [主査]		
	松田 正也 [高等学校課] [課長]		
	藤井 光正 [高等学校課] [参事]		
	松野 良彦 [高等学校/生徒指導グループ] [課長補佐]		
	笠井 博 [高等学校/生徒指導グループ] [主査]		
関 係 者	北野 恵 [教総務/広報・議事グループ] [一般職員等]		

標記事件に係る準備書面（案）を大阪地方裁判所に提出してよろしいか。

伺い文

添付文書名

種別

大阪府 VS ■■■■■ 準備4 290830修正版③.docx

電子

添付文書情報

施行先

施行方法

その他

備考

平成28年(ワ)第3126号 損害賠償請求事件

原告 [redacted] 外1名

被告 大阪府

被告準備書面(4)

平成29年8月31日

大阪地方裁判所

第25民事部 合議2係 御中

被告訴訟代理人

弁護士

俵

正

市



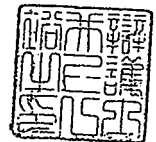
同

井

川

一

裕



被告指定代理人

大阪府職員

内

田

吉

彦



同

笠

井

博



同

高

取

秀

夫



同

北

野

恵



(原告ら第4・第5準備書面について)

1 本件当日の経過について

本件当日（平成27年5月15日）、2時間目の始まって間もない頃（午前10時頃）、■■■■君の前の座席の男子生徒Aが席に座った状態で体を乗り出し、右隣にいた女子生徒の手を握って同女子生徒が他の生徒と課題について話し終えるのを待っていたとき、同Aの後ろの座席に座っていた■■■■君が、同Aの後ろからその頭部を軽く叩き、さらに、同Aの襟をつかんで左斜め後方へ引っ張り、さらにこれを無視して女子生徒と話し始めた同Aの襟をつかんで再度左斜め後方へ引っ張り、その後■■■■君の方を振り向いた同Aに対し左ほほをビンタし、これに対し同Aも■■■■君の左ほほをビンタしかえして、■■■■君の胸元をつかんで引き寄せ、■■■■君が椅子からずり落ちて尻もちをつくという問題事象が発生した。

その後、清水教諭と太田教諭が、同窓会室にいる男子生徒Aと小会議室にいる■■■■君の間を行ったり来たりして事情聴取し、二人の供述を比較等しながら、午前10時45分を過ぎた後に、本件問題事象に関する大体の事実関係を把握した。

そこで、清水教諭らは■■■■君と男子生徒Aに対し振り返りシートを作成するよう指示し、午後0時30分頃、■■■■君は振り返りシートを完成させた。

その後、■■■■君は昼食を食べてから、反省文の作成にとりかかった。

■■■■君が昼食を食べている途中の午後0時55分頃から午後1時15分頃まで、太田教諭から本件の概要を聞き、男子生徒Aと■■■■君の供述が一致していることを聞いた古井教諭が■■■■君に対し事情聴取及び指導を行った。

■■■■君が昼食を食べ終わった後、清水教諭が■■■■君の様子を見に行き、反省文の作成について助言した。

午後2時頃、古井教諭が再び■■■■君の様子を見に行き、指導を行った。

（6時間目途中で男子生徒Aは反省文を書き終え、提出した。）

午後4時前、補導委員会の始まる前に、太田教諭が■■■■君の様子を見に行き、反省文の作成等について指導・助言を行った。

午後4時頃から午後4時20分頃まで補導委員会が行われ、補導委員会の終

わった後、小野教諭が■■■■君の様子を見に行き、■■■■君に対し事情聴取及び指導を行った。

午後5時頃、太田教諭は、古井教諭や小野教諭と■■■■君を帰宅させることについて話をし、■■■■君の様子を見に行くと、反省文がまだ書けていなかったの
でうまく書く必要がないなどと助言していた中で、■■■■君が反省文を書こうとする様子
を示していたことから、もう少し時間を与えることとした。

午後5時40分頃、太田教諭が、■■■■君は翌日・翌々日を使って反省文を完成させることができると判断し、月曜日までに家で書いて提出するよう指示するなどした。

その後、■■■■君と一緒にクラスへ荷物を取りに行き、■■■■君は下校した。

2 原告らは、古井教諭及び小野教諭が本件について十分な情報共有をせず、特に最も理解するべき■■■■君の動機について知らないまま、入れ代わり立ち代わりして、なぜ叩いたのかなどと無計画に繰り返し同じことを問いただし、■■■■君を精神的に追い詰めたと主張する。

ア しかし、古井教諭は、本件当日の午前中ずっと授業が入っていたが、昼休みに太田教諭から本件の概要と■■■■君と男子生徒Aの供述内容が一致していることを聴き、最初に男子生徒Aから事情聴取をした上で、午後0時55分頃、小会議室へ行き、また、午後2時頃にも小会議室へ行って、■■■■君に対し事情聴取及び指導を行ったものである。したがって、古井教諭は、必要な情報を保有した上で、■■■■君から事情聴取や指導を行っている。

また、古井教諭は、生徒指導部長であり、生徒が問題行動を起こしたときには、基本的に必ず問題行動を起こした当日に、当事者から動機等を確認することにしていたことから、■■■■君に対しても本件に関する動機等を聴いたものであって、無計画に問いただしたなどという状況ではない。

イ 小野教諭は、本件当日の午前及び午後ずっと授業や他の業務等が入っていたが、午後の授業を終えた後、古井教諭から本件の概要を聴き、また補導委員会に出席して本件について把握したあと、■■■■君の様子を見に行き、事情聴取や指導を行ったものである。したがって、小野教諭も、必要な情報を保有した上で、■■■■君から事情聴取や指導を行っている。

また、小野教諭は1学年の年次主任であり、生徒が問題行動を起こしたときには、その後の指導に関わっていくことになることから、必ず当事者から動機等を確認し、指導等につなげるようにしており、■■■■君に対しても本件に関する動機等を聴いたものである。特に、補導委員会で説明を受けた■■■■君の問題行動の動機が意外なものであり、今後の指導方針等の検討の上で、■■■■君本人から動機等を聴いておいた方よいと考え、■■■■君から動機等を聴いたものである。したがって、小野教諭についても、■■■■君に対し、無計画に問いただしたなどといわれるような状況はない。

ウ そもそも一般に、生徒にとっては、話しやすい教員や話しにくい教員がいるので、問題行動を起こした生徒に対しては、複数の教員が関わっていろいろとすることは、通常の対応である。

また、■■■■君は授業中に男子生徒Aをビンタし、授業を中断させるという問題行動をしたのであるから（原告らは、生徒Aが立ち歩きなどの授業妨害をしていたと主張するが、本件当日にそのような事実は無いし、仮に生徒Aが女子生徒の手を握るなどしていたのが■■■■君や他の生徒にとって目障りだったとしても、暴力により解決してよい問題でないことは当然であり、■■■■君は、してはならない問題行動をしたものである）、複数の教員が関わる中で、どうしてビンタをしたのかと動機等を聴き、本人にその都度自己の問題行動の振り返りをさせ、指導を定着させようとすることも、通常の指導・対応である。もちろん、それがあまりにもやり過ぎであるならば問題があることになるが、本件においては、教員らのやり過ぎなどという状況はないし、■■■■君も質問されたり指導を受けたりする都度、それに対しいろいろ応えていることなどからいって、何ら問題はないものである。

エ したがって、原告らの上記主張に理由はない。

3 原告らは、■■■■君に本件当日中に反省文を書かせることに意味がなかったとか、拘束時間が不当に長時間に及んだなどと主張する。

ア 反省文は、生徒懲戒規定運用細則（乙5）の「3. 懲戒に至る手順」の「(3) 事実確認は、当該生徒からの聞き取り及び作文にて内容を確認する」との規定中の「作文」にあたるものであり、教員が口頭で生徒から事情聴取した上

で、あらためて生徒本人に自らの言葉・構成で事実関係等を記載させるものであり、その反省文の作成・提出がなされ、教員がその内容を確認したことをもって、事実確認の終了となるものである^①。

ただ、教員からの事情聴取後に直ちに反省文を書くことができない生徒が多い実情のため、多くの大阪府立高校では、振り返りシートの質問に一つ一つ答えさせることを通じて、生徒の頭の中を整理させ、円滑に反省文を書くことができるようにしようとしている。

そして、生徒懲戒規定運用細則「3. 懲戒に至る手順」に「(4) 事実確認が終了次第、生徒指導部長は教頭に報告する。また補導委員会の開催が必要な場合は要請する」と規定されているように、反省文の作成・提出がなされ、教員がその内容を確認して事実確認等が終了した場合に、補導委員会を開催し^②、懲戒処分等を決定・実施することになっている。

このため、反省文の作成・提出が遅れ、補導委員会の開催時期が遅れ、校長による懲戒処分等の決定・実施が遅れると、生徒の立場の不安定な時期が長引き、不利益を与えることになるので、教員は、生徒に反省文を書こうとする意思が認められる限り、多少時間がかかっても頑張る反省文を書き、仕上げるように指導するのが通例である。このような運用は、本件に限らず、懲戒処分に係る事案では通常行っているものである。

イ このように、振り返りシートは生徒が円滑に反省文を書くことができるようにするための補助手段にすぎないこと、生徒による反省文の作成・提出がなされ、教員がその内容を確認することをもってはじめて事実確認等が終了

^① 生徒に自分の言葉で反省文を書かせる中で、ときには事情聴取で出てこなかったような事実や心情等が出てくることもありえ、そのような観点からも反省文の作成・提出がなされ、教員がその内容を確認することで、事実確認が完結することになるものである。

なお、当然、反省文には、問題事象の事実関係の報告とともに、生徒本人の反省や心情が記載されるものであり、停学処分等の実施にあたって参考となるものであるし、停学処分終了時にはあらためて反省文を作成させるのであるが、停学処分の実施前と終了時の各反省文を比較することで、生徒本人の理解の深まりや改善状態などが把握されることになるものである。

^② なお、本件当日の午後4時頃に、■■■■君の反省文が提出されていない中で、補導委員会を開催しているが、これは、男子生徒Aが午後2時頃に反省文を書き終え、補導委員会を開催することになった中で、同一事案の当事者である■■■■君について、補導委員会を後日に開催するという取扱は妥当でないと考えられたことや、また事情聴取において■■■■君の供述が同Aの供述と一致していたことなどから、■■■■君についても、同Aと一緒にあわせて補導委員会にかけたものである。ただ、■■■■君については、翌週の月曜日に反省文が提出され、事実確認等が終了するであろうとの見込みのもとに、それを確認した上で火曜日以降に懲戒処分の決定及び言渡しをする予定としていたものである。

することになり、補導委員会の開催及び懲戒処分の決定・実施を行うことになるものであることから、■■■■君が振り返りシートを書いていたからといって、それで足りるということにはならないものである。

ウ そして、■■■■君は、本件当日の午後2時頃に寝ていて古井教諭に注意された場面もあったが、反省文の作成にとりかかって以降は、反省文を書こうとしており、それにもかかわらずなかなか筆が進まないという状態だったため（■■■■君は、最初の事情聴取を受けているときに難しい言葉を使って話す場面があり、反省文も本人の文章力・語彙力以上にうまく書こうとしていた節も認められた。また、■■■■君自身が小野教諭に対し「自分の思いを文章にするのが苦手」などと述べていたりもしていた。）、教員らは、「どんな書き方をしてもよい」「反省文は長い文章でなくてもいい」「うまく書く必要はない」などと言って安心感を与え、また、三辻教諭が反省文に書くべき事項のメモを渡したり、小野教諭がそのメモに記載された事項の中の書きにくい事項があるのか尋ねたり、太田教諭がそのメモどおりに書かなくてもよいなどと言ったり反省文の作成につなげる誘導的な質問をしたりして、■■■■君が反省文を円滑に書くことができるように対応していたものである。

そして、そのような対応のためもあって、小野教諭が■■■■君と話をしているときや、午後5時頃に太田教諭が■■■■君と話をしているときにも、■■■■君は反省文を書こうとする姿勢を示しており、太田教諭らは■■■■君が反省文を書こうとしている姿勢を尊重し、結果として、■■■■君は午後6時頃まで学校に居残ることになったものである。

なお、本件高校では、部活動等のために遅くまで学校に残っている者も多く、午後6時という時刻が生徒にとって不当に遅い時間ということはない。

エ また、■■■■君は、反省文の作成にとりかかる前に昼食を食べているし、その作成過程でトイレにも行っている。小野教諭が喉の乾きなどについて尋ねたりもしている。

教員は、■■■■君に対し、トイレなどのため小会議室から出るときには、職員室の教員に告げるように指示していたが、これは、■■■■君が他の生徒からからかわれたり冷やかされたりして心情を害したり、反省の促進に支障を生じてはいけないことから、■■■■君を保護するために指示していたものである。

し、男子生徒Aに対しても同様の指示をしていたものである。

オ また、■■■■君が入っていた小会議室は、実際に中へ入れば分かるが、全く狭いという感じはしない場所である。

カ 以上により、教員が■■■■君に対し、不当に長時間にわたり拘束したと評されるような理由もなく、原告らの上記主張に理由はないものである。

4 原告らは、■■■■君が午後6時頃に下校するにあたって、一人で帰宅させたこと、及び保護者への連絡を怠ったことが違法であると主張する。

ア しかし、■■■■君は、反省文がなかなか完成できない状況にはあったが、前述のとおり教員らの指導・助言を受ける中で反省文を前向きに書こうとしていたものであるし、古井教諭、小野教諭、太田教諭から事情聴取や指導を受けているときにも、自暴自棄になっているような状況は全く無かった。

太田教諭が■■■■君に対し「これからの動きは、今日家に電話してお母さんに伝えます。お母さんにも後日学校に来てもらわないといけなくなるかもしれないから、先生からも伝えるけど、自分の口で今日学校であったことと、反省していることと、変わろうと思うことを伝えるんやで」と指導すると、■■■■君の表情が少し曇ったように見えたときがあったが、太田教諭は、■■■■君が衝動的に他の生徒に手を出すようなところを反省して変わろうとすれば■■■■君の母親も理解してくれることを明確に指導し、それによって、■■■■君も表情を和らげ、理解を示していた。

そして、■■■■君は、1年2組の教室に体操服などの荷物を取りに行っており、今後の学校生活に備えようとするような態度も示していた。

そしてまた、■■■■君は、太田教諭と別れるとき、ごくふつうに挨拶も交わしており、■■■■君が精神的な異変を示すような状況は全く呈していなかったものである。

原告らは、乙27号証で原告日高が「特に学校に伝えておきたいこと」の欄に「コミュニケーション不足で特に自分とは性格や考え方が合わない子との対人関係が心配なので、うまく付き合えるようになってほしいです」と記載しており、■■■■君が真面目で繊細な性格だったと主張し、長時間の別室指導で精神的肉体的に相当なダメージを負っていることに思い至るべきであり、

一人で帰宅させることが危険であることを理解すべきであったと主張するが、上記に詳述したとおり、●君は学校を出るときに肉体的・精神的に相当なダメージを負っているような状況は全く認められなかった。また、「自分とは性格や考え方が合わない子との対人関係」については、●君に限らず、一般に多くの高校生が悩むことであるし、対人関係について悩むことと対人関係について暴力で対処等してよいわけではないこととを峻別すべきことも通常理解されうるものであることからいっても、●君に特別な配慮を要すると認識しなければならない状況ではなかったものである。

したがって、太田教諭が●君を一人で下校させたことについて、何ら注意義務違反等は認められないものである。

イ また、太田教諭は、本件について●君の母親に対し連絡を入れようと、予め提出されていた家庭連絡票（乙26）に基づき、母親の職場の休憩時刻を見計らって午後7時過ぎに、携帯電話に電話をかけたが、連絡が取れなかった。そのため、太田教諭は、続けて●君の自宅にも電話をかけたが、それも連絡がとれなかった。そこで、太田教諭は、家庭連絡票に自宅は「21:00以降」に電話がつながる旨の記載があったので、午後9時以降にあらためて●君の自宅に電話連絡をしようとしていた。ところが、そうしているうちに、警察から●君の死亡について連絡が入ってきた状況だったものであり、太田教諭らが●君の母親に対し連絡を怠ったといわれる理由はないものである。

ウ したがって、この点の原告らの主張にも理由はないものである。

5 原告らは、●君に対する停学処分5日間が過重な処分である旨主張する。

ア 本件高校の校長は●君に対し停学処分を実施していないので、原告らの●君に対する停学処分5日間が過重な処分であるとする主張に何の意味があるのか不明である。

イ しかし、その点をおくとしても、●君は、授業中に男子生徒Aに対しビンタするなどし、それが発端となって同Aもビンタをし返すなどして、授業を中断させる状態を生じさせたものである。男子生徒Aは隣席の女子生徒の手を握るなどしていたものではあるが、騒ぐなどしていたわけではなく、そ

の女子生徒がそれを嫌がっていたわけでもなく、授業の成立を阻害していたような状況もなかったのであるから、■■■■君が同Aに対しビンタまですることがやむをえなかったとは評価できないことなどからいって、懲戒規定運用細則の「2. 停学期間について」において、対等な生徒間の喧嘩が停学3日以上とされていることに照らし、授業の中断・妨害という加重要素を考慮して、停学5日との懲戒案が決定されたことは、妥当な判断だったといえ、過重なものではない。■■■■君は、自己の行為について反省していたが、本件高校では、反省しているということで処分量定を軽減することはせず、停学処分等の指導において考慮していくという扱いをしているものであり、生徒に対する懲戒処分が単なる制裁や刑罰と異なり、校長・教員の教育的裁量に基づく教育的作用であることからすれば、そのような取り扱いも違法・不当とはいえないものであり、■■■■君に対する処分量定の妥当性に影響を与えるものではない。

ウ また、原告らは、林講師は授業をコントロールができていなかったと主張するが、本件当日については、本件問題事象が生じたのは授業が始まって間もない頃であること、男子生徒Aなども立ち歩くなどの授業を妨害していたような状況はないこと、クラスが騒がしい状況にはあったが、それは授業内容として生徒どうしで相談しながら課題を解くものであったためであること（乙19のアンケートによると、ほぼ全員が「作業に取り組んでいた」と回答している）などから、林講師が授業をコントロールできていなかった状態は無い。なお、本件当日以前においても、授業中に男子生徒Aが立ち歩いたり大きな声で私語をしたりすれば、林講師は同Aに対し注意し、同Aはすぐに自席に戻り、私語を止めるなどしていたのであり、授業をコントロールできていなかった状態などは無いものである。③

エ なお、原告らは、小野教諭による■■■■君に対する処分の伝え方が不適切だったと主張する。

③ なお、原告らは、本件問題事象について林講師から事情聴取を行っていないことを主張するが、林講師は、非常勤講師であり、本件当日には3時間目及び4時間目に授業があり、その後、校外での別の用事があったため、事情聴取ができなかったものである。なお、林講師は、翌週5月18日（月）に乙17を提出しているところであるが、本件問題事象については、清水教諭と太田教諭の事情聴取により、清将君と男子生徒Aの言い分が整合していたものであり、林講師にそれ以上の事情聴取を要するものではなかったものである。

しかし、小野教諭は、■君が「僕はもうきっと停学になって学校には戻れないかもしれませんね」と言ったのに対し、「そんなことはないよ、今回の指導を受けたら戻れるよ」と言ったのである。

このやりとりにおいて小野教諭は、懲戒処分やその重さなどを前提としたのではなく、■君が本件について指導を受け反省をすればよだけで、学校生活等に支障を与えることはないことを伝えようとしていたものであることは明らかである。

また、小野教諭にしてみれば、まだ校長による懲戒処分の最終決定がされていなかったため、処分内容を伝えることもできない状況にあり、他方、■君が問題行動をした当日で、反省文を作成している途上だった中で、軽い懲戒処分ですむというような言い方をすることもできなかった状況にあった中で、「指導を受ければ教室に戻れる」という当たり前の言い方をするしかなかったものでもあり、いずれにしても、小野教諭の言い方・指導は、何ら不適切なところはなかったものである。

オ したがって、この点についての原告らの主張にも理由はないものである。

6 以上のとおり、原告らの主張はいずれも理由がなく、本件請求を棄却すべきである。

7 求釈明について

(1) 求釈明1について

平成27年5月18日には、臨時職員会議は開かれていない。なお、その他の会議や職員朝礼等においても、ある教師が、本件に関し、学校長や生徒指導部長の責任を追及して辞任を求める発言をしたという事実はない。

(2) 求釈明2について

本件とは関連性のない事項である。

以 上